

(案)

第 2 期千葉市貧困対策アクションプラン

～全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出～

令和 3 年（2021 年）3 月

千葉市

【目次】

第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について	
1 策定の趣旨	1
2 本プランの対象等	1
3 本プランの位置づけ	2
4 本プランの計画期間	3
第2章 現状と策定に向けた課題の整理	
1 千葉市の現状	4
2 第1期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題	14
3 市民意識調査及び関係機関等への調査について	
（1）市民意識調査	18
（2）生活自立・仕事相談センターの利用状況等	22
（3）生活自立・仕事相談センターへのヒアリング結果	31
（4）社会福祉事業等の実施者への調査	34
4 これまでの取り組みから見える課題の整理	41
第3章 貧困対策を推進するための施策	
貧困対策を推進するための施策体系	46
施策の一覧（概要）	48
施策の一覧（具体的な取り組み内容）	55
参考資料	
参考資料① 相談機関一覧表	79
参考資料② WEB アンケート調査結果	82
参考資料③ 本プラン策定までの取り組み	85

第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について

1 策定の趣旨

千葉市における生活保護の受給者数は、平成19年度（2007年度）の約12,000人から平成24年度（2012年度）には約18,000人に急増する等、最後のセーフティネットである生活保護に陥る前の支援策の強化が必要不可欠な状況にありました。こうしたことを受け、千葉市では、平成27年（2015年）4月の生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、生活保護に陥る前の支援策を強化するため、平成25年（2013年）12月に複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する包括的な相談窓口である「生活自立・仕事相談センター」を設置しました。さらに、平成29年（2017年）6月には、全庁横断的に連携し、庁内関係課等による包括的な支援を検討する組織である地域共生社会推進事業部を立ち上げ、平成30年（2018年）3月には、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくための具体的な行動計画である「千葉市貧困対策アクションプラン（以下「第1期プラン」といいます。）」を策定しました。

一方で、千葉市における生活困窮者の状況は、生活保護受給者数が令和2年（2020年）4月に20,889人となり、千葉市全体の人口に占める割合が2%を超える状況にあること、全国の相対的貧困率は平成28年（2016年）に実施した国民生活基礎調査で15.6%（平成27年時）となり、7人に1人が貧困状態にあること、さらに令和2年（2020年）3月の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金（離職等に伴い住居を喪失するおそれのある方等に対して、一定期間、家賃相当額を給付する制度）の申請件数が令和元年度（2019年度）の年間106件に対し、令和2年（2020年）5月は443件に、同年6月は297件に急増する等、生活状況の変化に伴い、生活困窮状態に陥るおそれのある方の存在が想定されることから、市民の生活の安定と自立に向けた支援をより一層進めていく必要があります。

この「第2期千葉市貧困対策アクションプラン（以下「本プラン」といいます。）」は、第1期プランの基本方針を継続した上で、千葉市における貧困対策をより一層推進することを目的に、WEB調査による市民意識の把握や生活自立・仕事相談センター等の相談現場の声を踏まえて策定したものになります。

2 本プランの対象者等

(1) 本プランの対象者

本プランの対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、又は生活状況の変化等により経済的に困窮するおそれがあり、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（以下「生活困窮者」といいます。）」とします。

一方で、生活困窮者かどうかの判断には難しい側面があります。

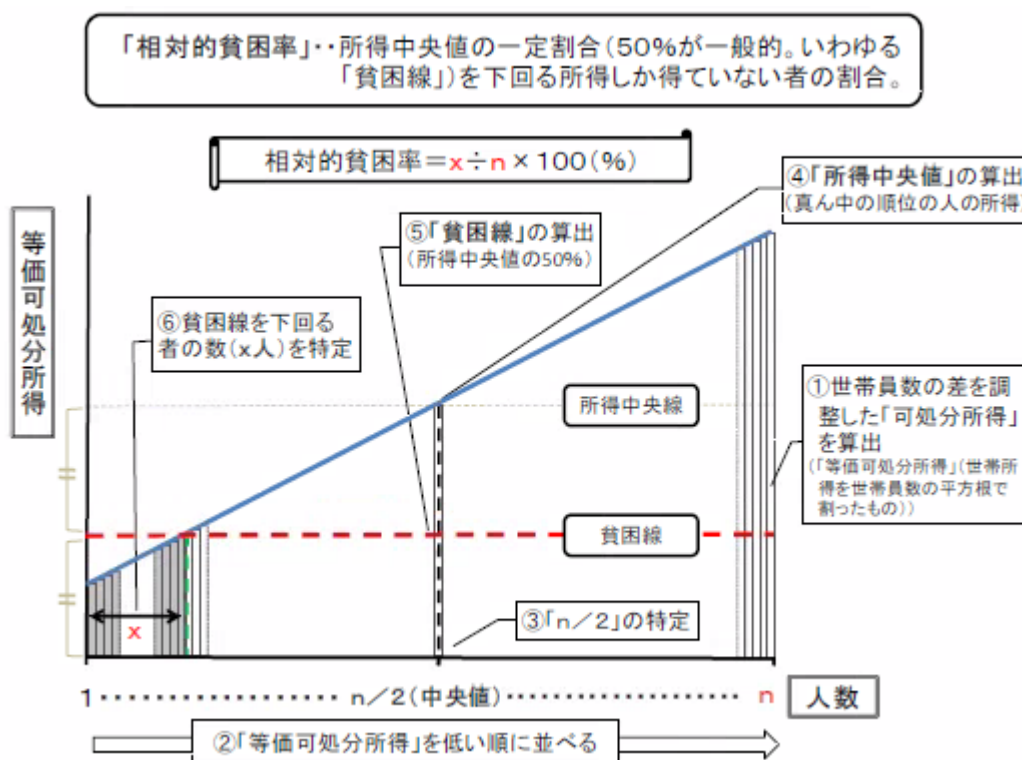
貧困についての客観的な概念としては、所得が低く、衣食住に事欠く等、人間らしい生活から程遠い状態にある「絶対的貧困」と、全人口の等価可処分所得の

中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合を示す「相対的貧困」とがありますが、「生活自立・仕事相談センター」への相談者の中には、「相対的貧困」の状況以上の所得はあるものの、家計管理の問題から消費に所得が追いつかず、家計が逼迫している世帯等のように、所得についての客観的な指標からすれば貧困とは言えないものの、生活困窮状態にある世帯もいます。

また、上記のような生活困窮状態にある方だけでなく、例えば、現に経済的に困窮しているわけではないものの、社会的孤立の状態にあるために、失業、病気、生活状況の変化等、何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに生活困窮状態に陥る危険性をはらんでいる状態にある方もいます。

そこで、本プランでは、絶対的貧困状態や相対的貧困状態にある方に限らず、所得と消費の均衡が取れていない等、貧困に陥るリスクが高いと考えられる方や社会的孤立の状態にある方を含めた、貧困層が潜在している集団全体を対象とします。

【参考】厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」からの引用



(2) 本プランの位置づけ

千葉市では、「千葉市基本構想」において、市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示しています。

さらに、「千葉市基本構想」で定める基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（2012～2021年度）（以下「現計画」といいます。）」を策定し、社会構造の大きな転換期において、10年後、20年後を見据え、千葉市の未来を豊かにするた

めの基本方針や今後の施策展開の方向性等を示すとともに、現計画を具体的かつ計画的に推進するための「実施計画」を策定しています。

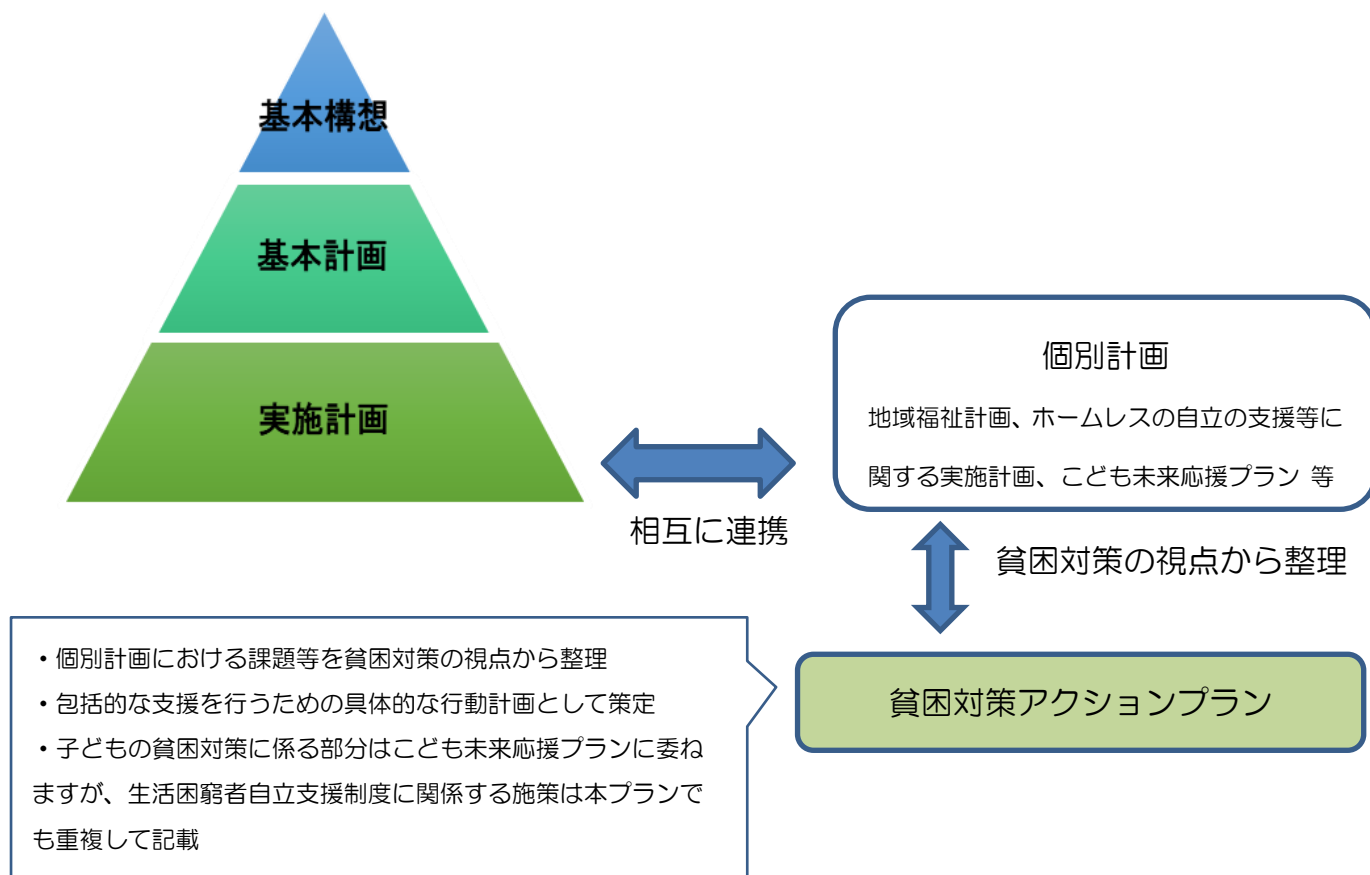
なお、千葉市では、現計画の期間満了を見据え、現在、次期千葉市基本計画（2023～2032年度）の策定に向けた取組みを進めているところです。

本プランは、「千葉市地域福祉計画」「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」等の個別計画における課題、背景、基本的な考え方等を貧困対策の視点から整理した上で、生活困窮者自立支援制度を核として、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を示すものです。

なお、「千葉市こども未来応援プラン」との関係では、子どもの貧困対策に係る部分について、既に同プランの中で基本理念、基本目標（取組みの視点）が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されているため、子どもの貧困対策に係る部分は、同プランに委ねるものとします。

ただし、「千葉市こども未来応援プラン」に記載された施策であっても、生活困窮者自立支援制度に関係する施策については、今後、取り組むべき施策として、本プランにおいても重複して記載することとします。

【本プランと他計画の関係（イメージ）】



(3) 本プランの計画期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間

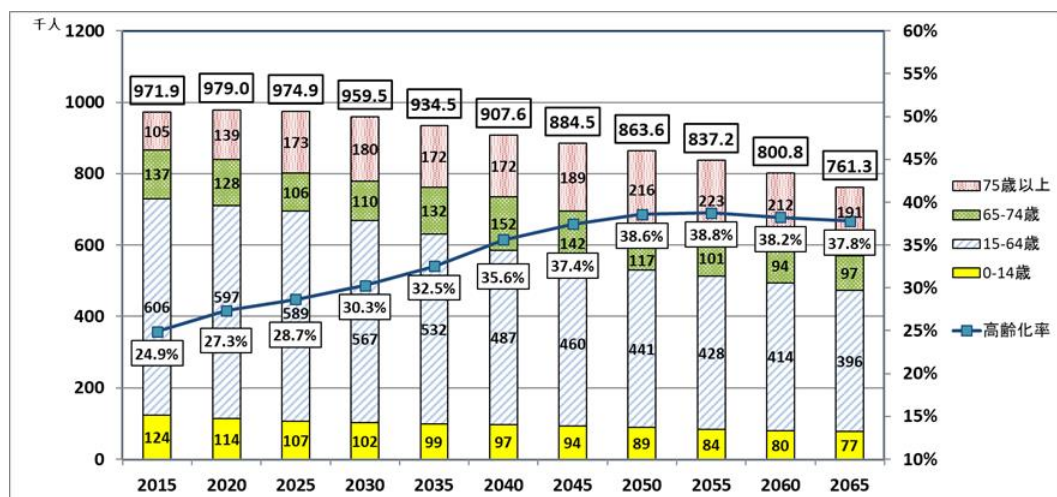
第2章 現状と策定に向けた課題の整理

1 千葉市の現状

(1) 千葉市の人口の推移と見通し

千葉市の総人口は、2020年をピークに減少が予想されます。

一方、65歳以上の老年人口と高齢化率(65歳以上人口比率)は継続的に増加し、ピークは老年人口が2050年の約33万3千人、高齢化率が2055年の38.8%となり、逆に、年少人口(15歳未満人口)は継続的に減少する見通しです。

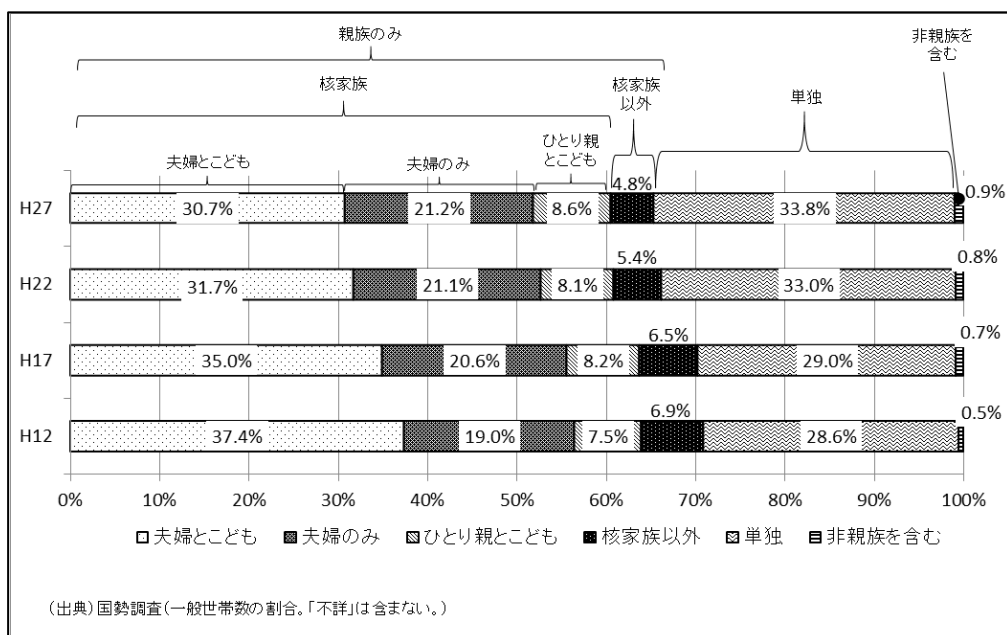


※2015年は国勢調査の実績(年齢不詳者を含む。年齢不詳者数は各年齢の構成比率に応じて配分)

※2020年以降は、2015年の国勢調査の結果をもとに2018年3月に作成した千葉市独自の将来推計人口

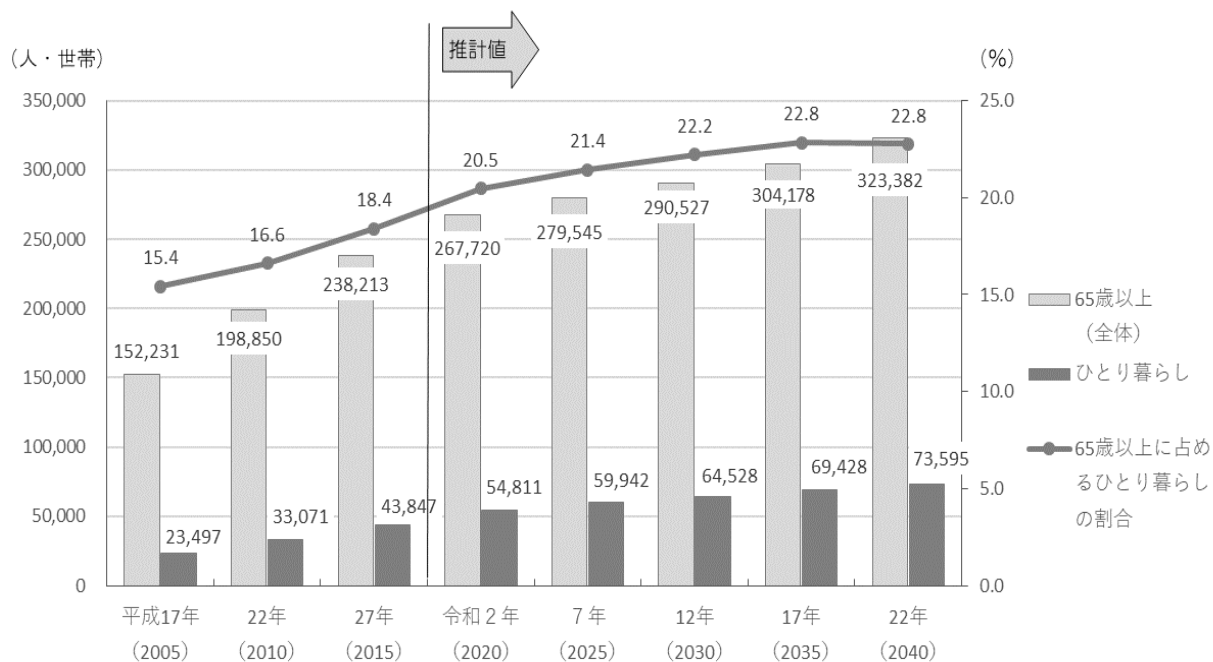
(2) 世帯の家族類型の変化

千葉市における世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成12年度(2000年度)から平成27年度(2015年度)にかけて約6.7ポイント減少する一方で、「単身世帯」の割合が5.2ポイント増加しています。



(3) ひとり暮らし高齢者数の推移

平成 27 年（2015 年）に実施した国勢調査によると、ひとり暮らし高齢者数は約 4 万 4 千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 18.4% となっています。ひとり暮らし高齢者数は、家族形態の変化により単身世帯が増加しており、今後の増加が予想されます。



※2005 年～2015 年は国勢調査の実績（年齢不詳者は除く）

※令和 2（2020）年以降は各年の高齢者人口（65 歳以上人口）に、高齢者単身世帯割合の仮定値を乗ずる方法で推計

(4) 障害者人口の推移と見通し

千葉市の障害者人口は、46,153人（令和元年度（2019年度）末現在）、推計人口に占める割合は4.7%です。障害者人口は年々増加しております。

			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
千葉市の推計人口			973,289	973,856	975,669	978,158	980,824
障害者手帳所持者数	身体障害	人数	26,964	27,701	28,561	29,244	29,799
		千葉市の推計人口に占める割合①	2.770%	2.844%	2.927%	2.990%	3.038%
		千葉市の推計人口に占める割合②	36.1人に1人	35.2人に1人	34.2人に1人	33.4人に1人	32.9人に1人
	知的障害	人数	6,085	6,268	6,584	6,868	7,192
		千葉市の推計人口に占める割合①	0.625%	0.644%	0.675%	0.702%	0.733%
		千葉市の推計人口に占める割合②	159.9人に1人	155.4人に1人	148.2人に1人	142.4人に1人	136.4人に1人
	精神障害	人数	6,430	7,068	7,758	8,440	9,162
		千葉市の推計人口に占める割合①	0.661%	0.726%	0.795%	0.863%	0.934%
		千葉市の推計人口に占める割合②	151.4人に1人	137.8人に1人	125.8人に1人	115.9人に1人	107.1人に1人
	合計	人数	39,479	41,037	42,903	44,552	46,153
		千葉市の推計人口に占める割合①	4.056%	4.214%	4.397%	4.555%	4.706%
		千葉市の推計人口に占める割合②	24.7人に1人	23.7人に1人	22.7人に1人	22人に1人	21.3人に1人

※「千葉市の推計人口」とは、各年度ともに、翌年度の4月1日の推計人口をいう。

（例：平成25年度→平成26年4月1日の千葉市の推計人口を記載。市ホームページより）

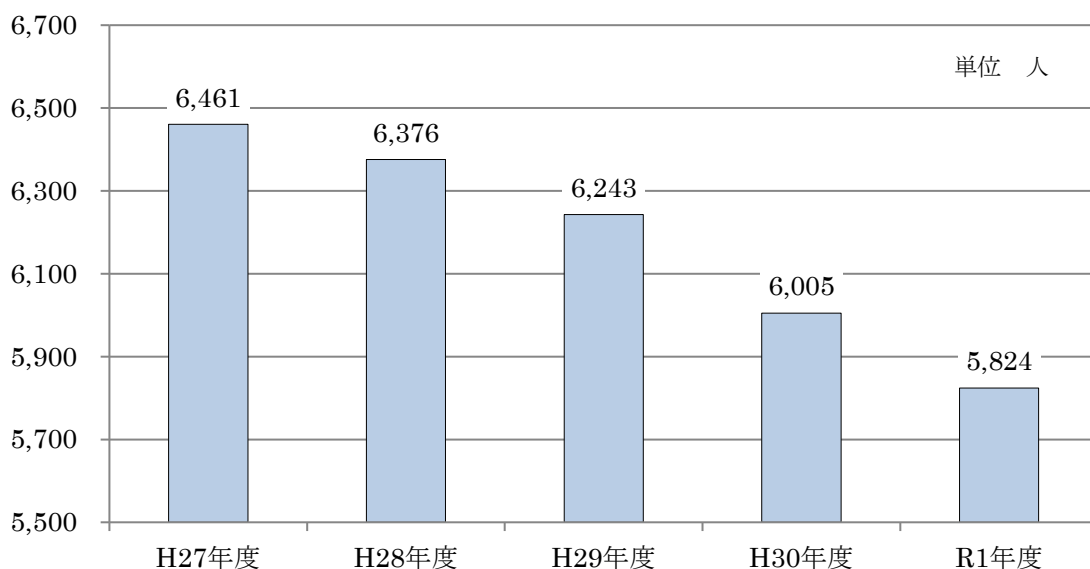
※「障害者手帳所持者数」のうち、「人数」とは、各年度末の障害者手帳所持者数をいう。

(5) 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当は、父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする手当です。

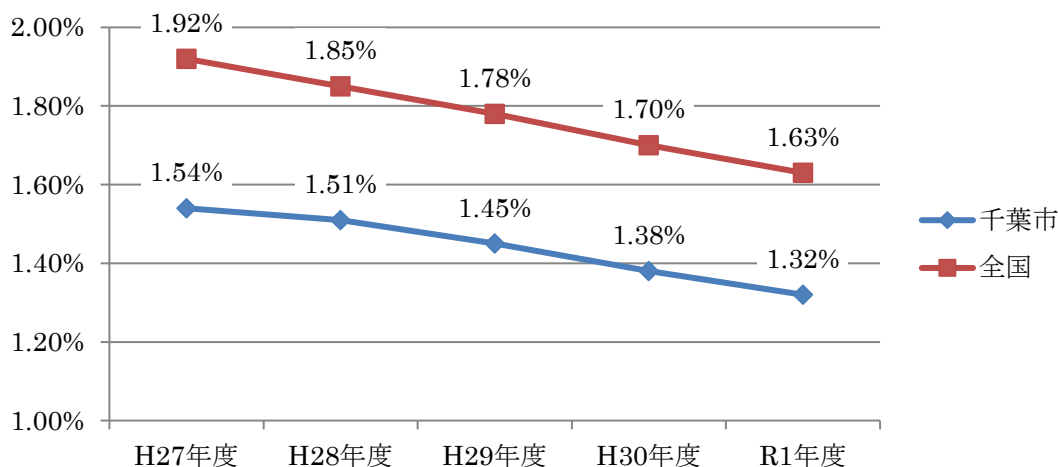
千葉市の児童扶養手当受給世帯数・人口に占める児童扶養手当受給世帯数の割合は減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）時点で5,824人（1.32%）となっています。

千葉市における児童扶養手当受給世帯数の推移



※ 児童扶養手当受給世帯数は毎年12月末時点の数

人口に占める児童扶養手当受給世帯数の割合の推移



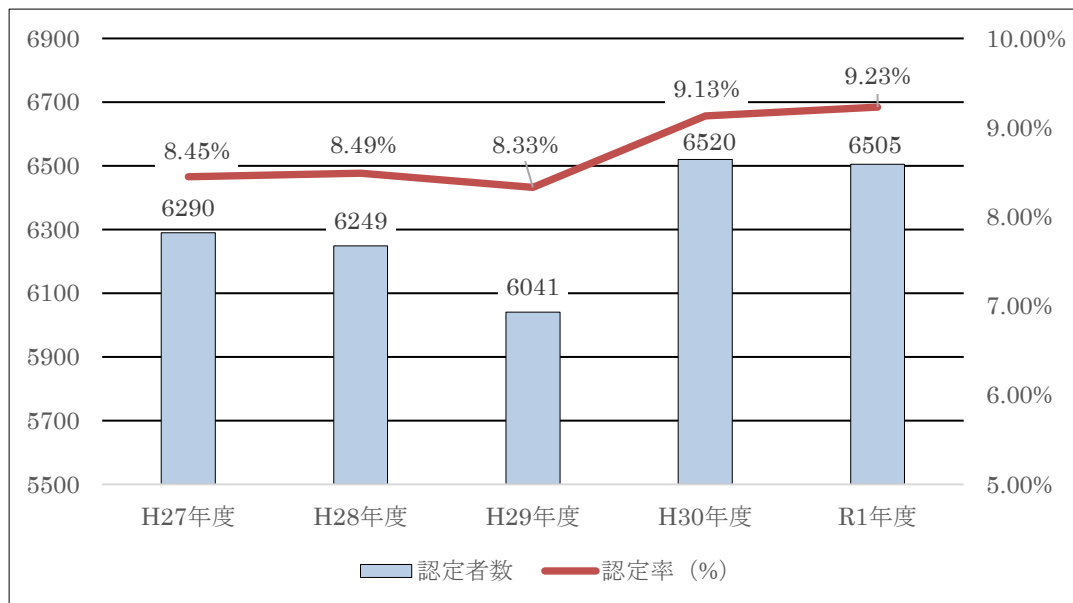
※千葉市：児童扶養手当受給世帯数は毎年12月末時点の数、世帯数は毎年1月1日時点の推計世帯数

※全国：児童扶養手当受給世帯数は福祉行政報告例に基づく毎年12月末時点の数、世帯数は総務省

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の毎年1月1日時点の数

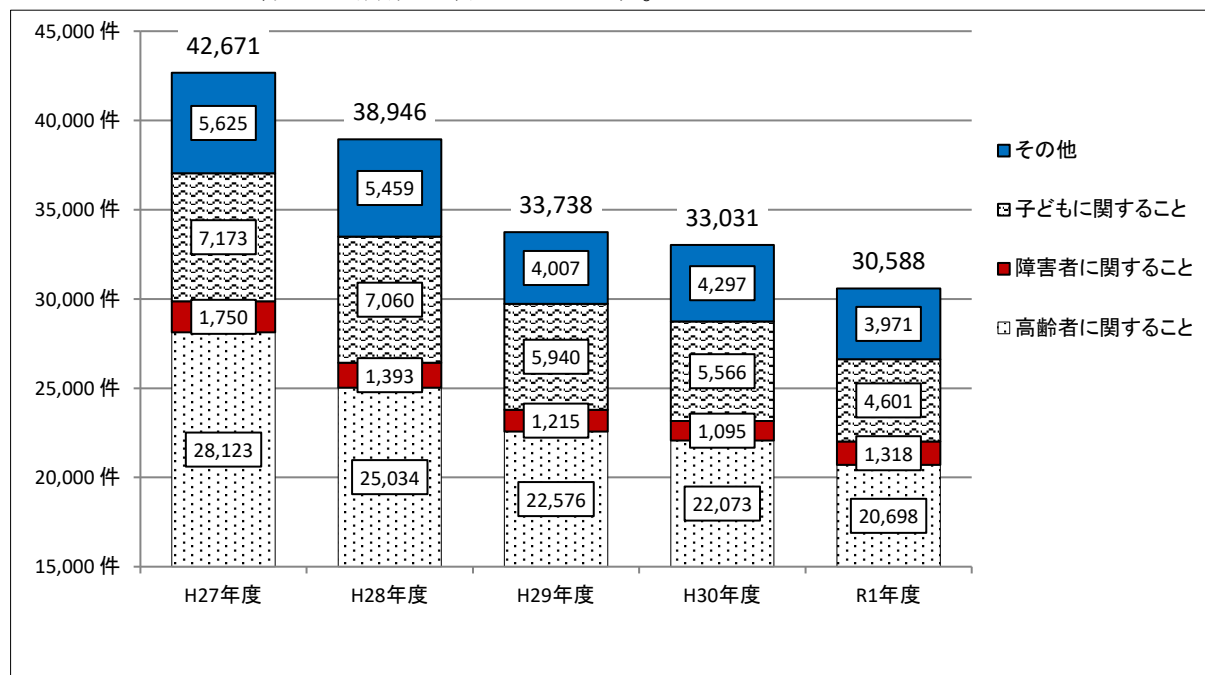
(6) 就学援助認定者数の推移

千葉市における就学援助認定率は、平成 29 年度（2017 年度）までは若干の増減はあるものの 8.4%程度で推移していましたが、その後、平成 30 年度（2018 年度）に 9.13%に上昇し、令和元年度（2019 年度）は 9.23%となっています。



(7) 千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移

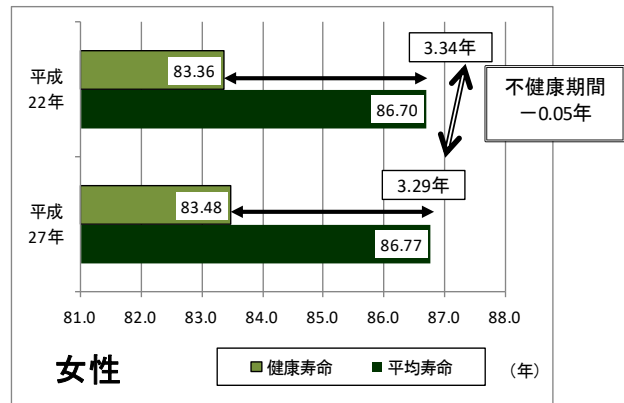
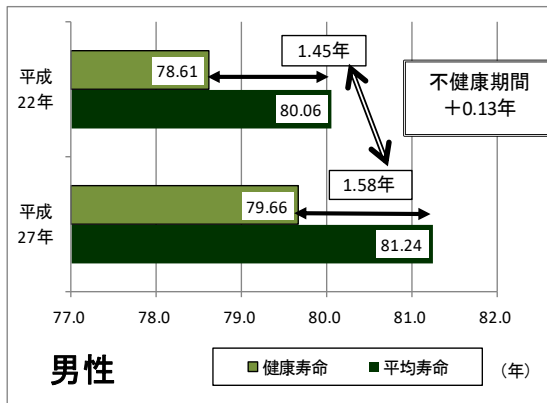
千葉市における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数は減少傾向にありますが、活動日数は横ばい（平成 24 年度（2012 年度）199,620 日、平成 29 年度（2017 年度）202,628 日、平成 30 年度（2018 年度）202,186 日、令和元年度（2019 年度）196,693 日）であり、要支援者の抱える困りごとが多様化するなかで地域において日々様々な活動を行っています。



(8) 平均寿命と健康寿命について

千葉市では、日常生活に介護を必要としない（介護保険の要介護2～5に該当しない）期間の集団における各人の平均を健康寿命の指標としています。千葉市における平均寿命・健康寿命は、男女とも延伸していますが、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけて、男性において平均寿命の伸びが健康寿命の伸びを上回っており、「不健康な期間」が拡大しています。一方で女性は「不健康な期間」が短縮しています。

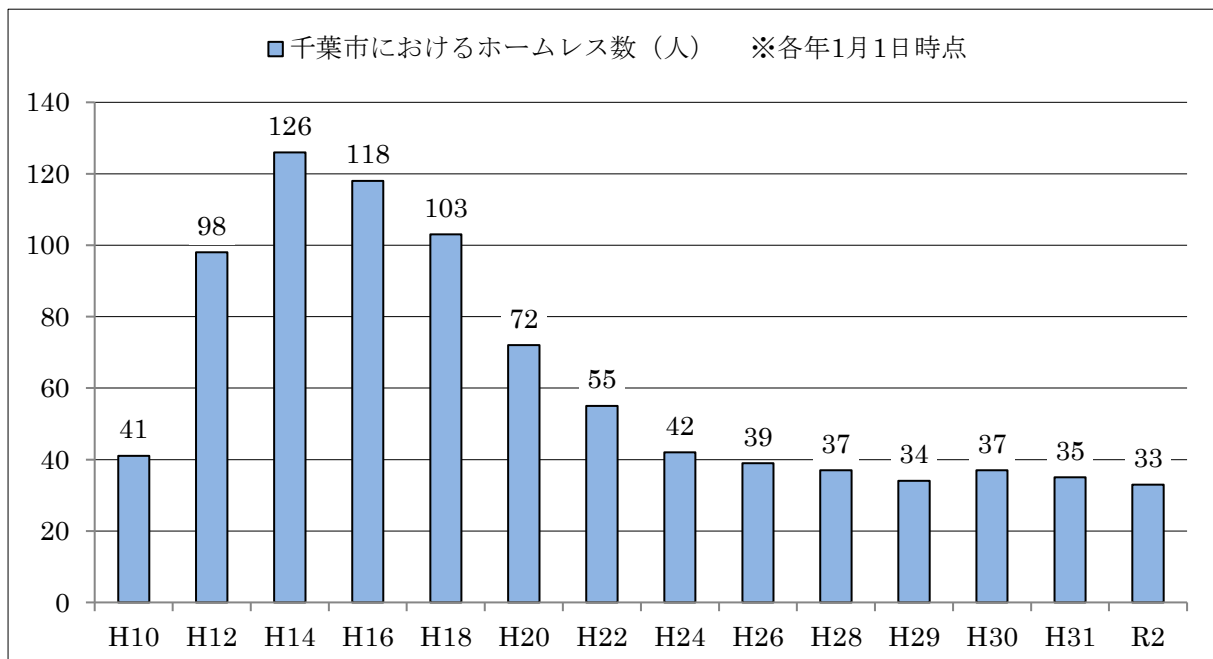
【千葉市の平均寿命・健康寿命】



(9) ホームレス数の推移

千葉市におけるホームレス数は、平成14年（2002年）をピークに減少し、近年、若干の増減はあるものの30人台で推移しています。

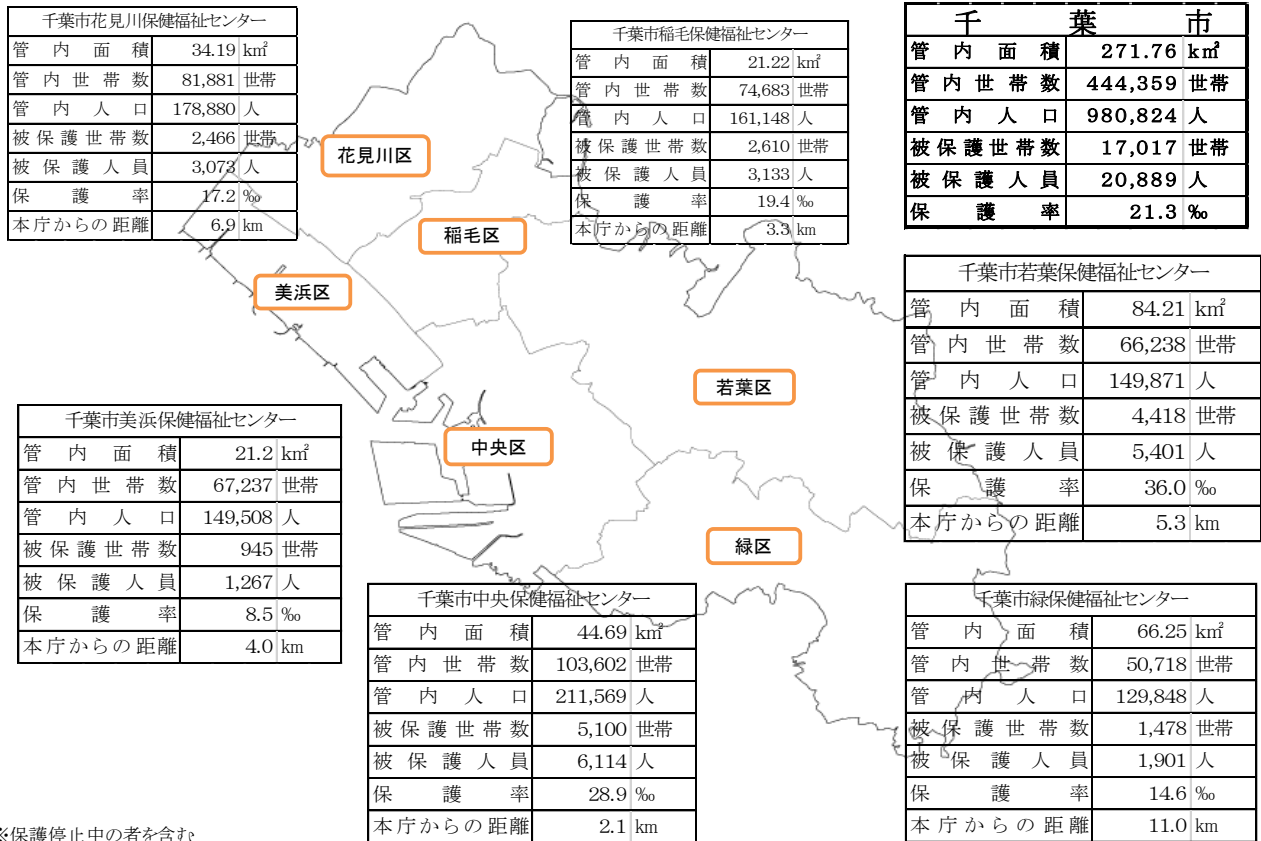
また、終夜営業店舗の長期滞在者等、ホームレスとなるおそれのある方の存在が予想され、こうした方への状況把握や支援が必要です。



(10) 生活保護の状況

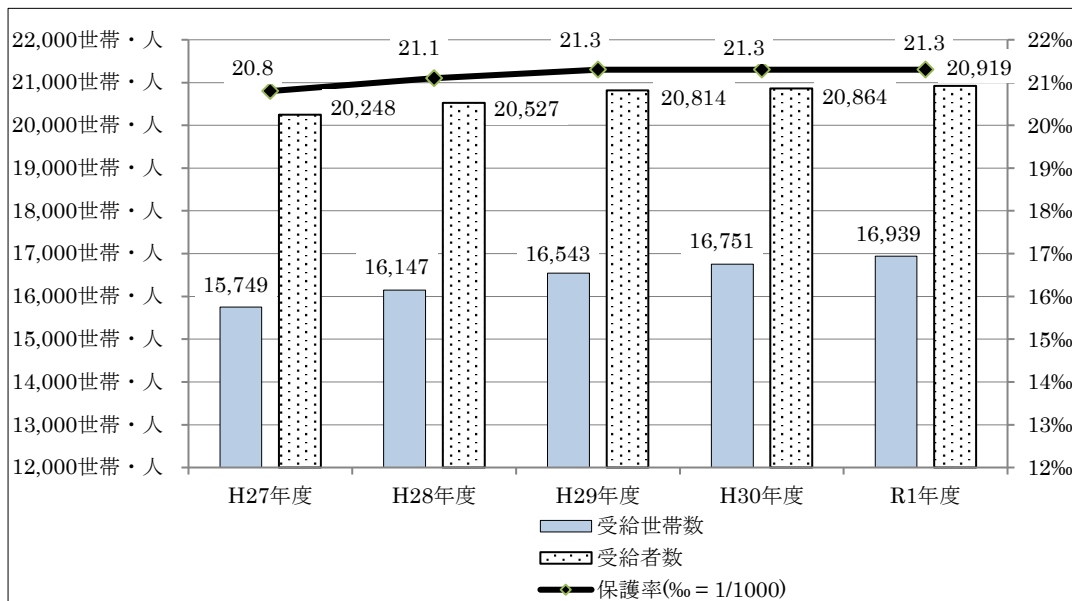
生活保護は、生活に困窮する全ての国民にその困窮の程度に応じ必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、自立を促すことを目的とした制度です。令和2年（2020年）4月現在、千葉市における被保護世帯は17,017世帯、被保護人数は20,889人、保護率は21.3%となっており、微増傾向にあります。区別にみると若葉区が36.0%、中央区が28.9%と高い状況にあります。

※管内世帯数及び管内人口は令和2年4月1日現在の推計人口を使用。



※保護停止中の者を含む

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



【生活保護の世帯類型別世帯数の推移】

世帯類型別世帯数の全体に占める割合は、母子世帯と傷病世帯は減少傾向、その他世帯は横ばい、高齢世帯と障害世帯は増加傾向で特に高齢世帯は平成30年（2018年）4月から令和2年（2020年）4月にかけて1ポイント上昇しています。

世帯類型別世帯数

時点	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計
H30.4	8,214	817	1,755	1,329	4,234	16,349
	50.2%	5.0%	10.7%	8.1%	25.9%	
H31.4	8,468	801	1,857	1,285	4,242	16,653
	50.8%	4.8%	11.2%	7.7%	25.5%	
R2.4	8,620	754	1,906	1,182	4,385	16,847
	51.2%	4.5%	11.3%	7.0%	26.0%	

※保護停止中を除く。

【生活保護の開始・廃止状況について】

生活保護の開始理由（令和元年度（2019年度））は、「貯金等の減少や喪失」（50.2%）、「働きによる収入の減少や喪失」（12.9%）、「世帯主の傷病」（11.6%）の順に高い割合となっています。「貯金等の減少や喪失」の割合が高い理由は、生活保護法により生活保護開始にあたって貯金等がないことが前提とされていることが影響しています。「貯金等の減少や喪失」に至る原因としては、「働きによる収入の減少や喪失」、「世帯主の傷病」が大きく影響していると考えられます。さらに、「働きによる収入の減少や喪失」の一部は「世帯主の傷病」が起因していると考えられ、「世帯主の傷病」が占める割合は数字以上に大きいことが想定されます。

一方、生活保護の廃止理由は、「死亡や失踪」（51.1%）、「稼働収入の増加等」（12.4%）が高い割合となっています。

生活保護の開始理由

	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死別や離別等	働きによる収入の減少	社会保険給付金や仕送り等の減少や喪失	貯金等の減少や喪失	その他
		H29年度	3,147	465	19	44	515	75
		14.8%	0.6%	1.4%	16.4%	2.4%	39.3%	25.1%
H30年度	3,086	429	17	34	395	69	1,454	688
		13.9%	0.6%	1.1%	12.8%	2.2%	47.1%	22.3%
R1年度	3,092	359	17	36	399	60	1,551	670
		11.6%	0.5%	1.2%	12.9%	1.9%	50.2%	21.7%

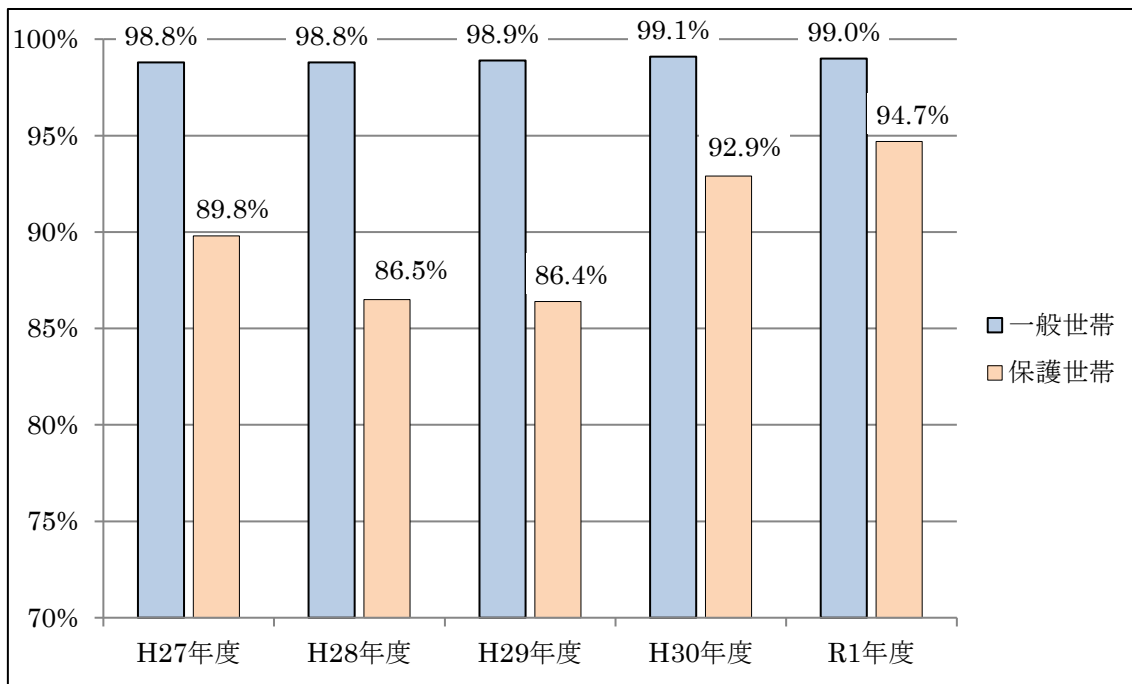
廃止理由

	総数	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡や失踪	稼働収入の増加等	社会保険給付金や仕送り等の増加	転出	その他
		H29年度	2,921	3	1	1,329	357	151
		0.1%	0.0%	45.5%	12.3%	5.2%	22.9%	14.0%
H30年度	2,843	2	0	1,426	339	124	335	617
		0.1%	0.0%	50.1%	11.9%	4.4%	11.8%	21.7%
R1年度	2,940	2	0	1,501	365	133	269	670
		0.1%	0.0%	51.1%	12.4%	4.5%	9.1%	22.8%

(11) 生活保護世帯の高校等進学率の推移

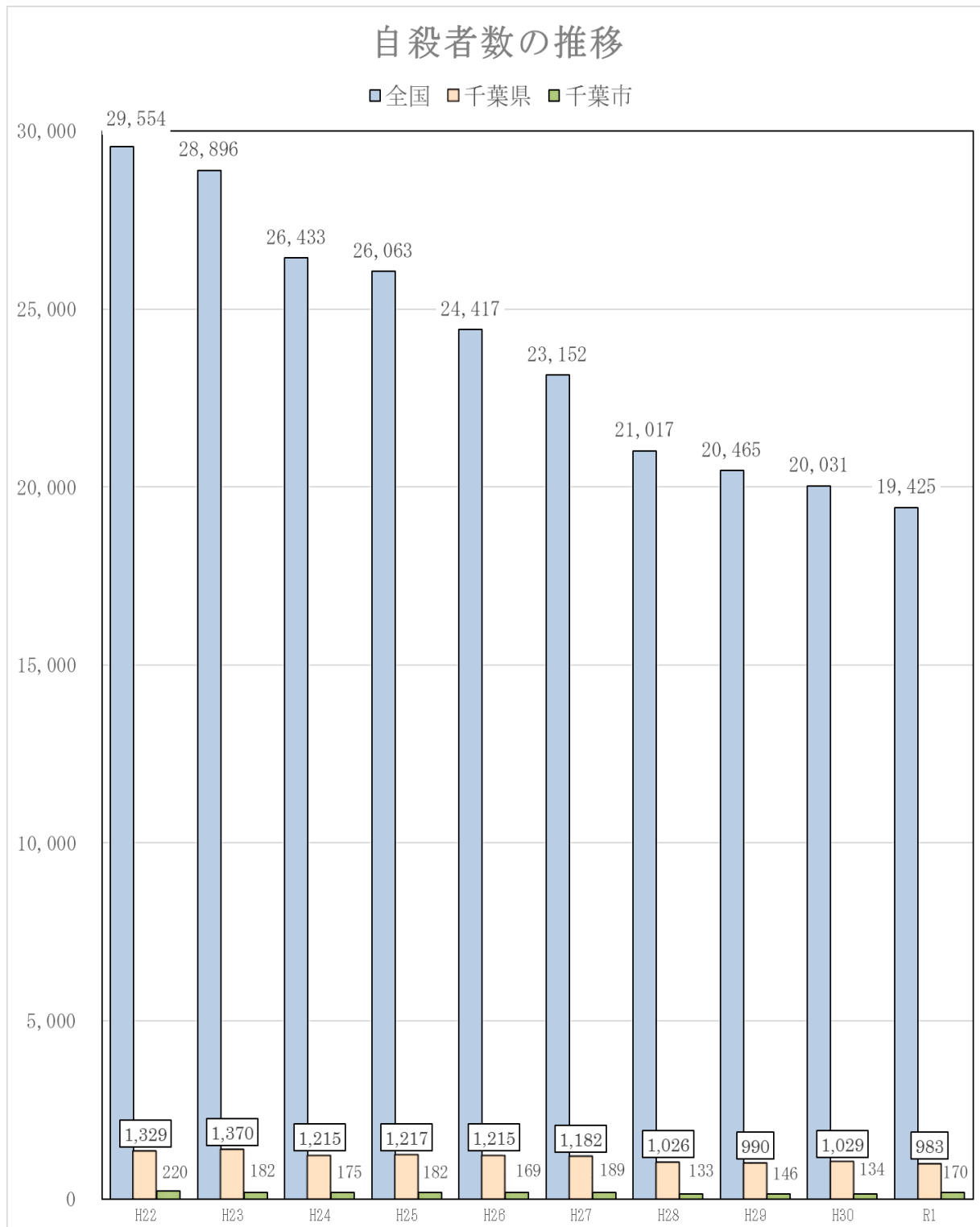
令和元年度（2019年度）における一般世帯の高校等進学率は99%ですが、生活保護世帯の高校等進学率は94.7%に留まり、他世帯と比べ4.3ポイント低い状況にあります。

【千葉市の高校等進学率の推移】



(12) 自殺者数の推移

千葉市における自殺者数は、多少の増減はあるものの高い水準で推移していましたが、平成 28 年（2016 年）は 133 人と大きく減少しました。その後は多少の増減はあるものの横ばいで推移し、令和元年は 170 人となっています。



出典：厚生労働省人口動態統計（確定数）

2 第1期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題

第1期プランでは32の項目に取り組み、令和2年（2020年）3月末時点では達成と順調が合わせて96.9%となり、着実に取り組みが進んでいます。

一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う住居確保給付金の申請件数や生活困窮者の相談件数の急増を踏まえると、生活状況や就労状況が不安定な状況にあり、相談に至っていない方の存在が想定され、こうした方へ支援を届けるために、更なる取り組みの推進が必要と考えています。

なお、第1期プランでは6つの視点から取り組みを行い、その結果の評価と今後の課題は下記のとおりです。

（1）早期の相談への結び付け

生活困窮者の早期発見は、貧困に陥る要因が経済的要因に限らず、生活の変化、長期にわたる病気等、様々なものが複雑に絡み合っていること、血縁、地縁等の日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化が進んでいること等からこれまで以上に難しくなっています。

一方で、生活困窮者支援では問題が複雑化する前の早期発見、早期支援が重要であり、第1期プランでは、支援を必要とする方を早期に発見し、支援するための取り組みを実施しました。

例えば、平成30年（2018年）10月には、保健福祉センターや市の他の相談窓口に困りごとを抱えて相談に訪れた方が生活自立・仕事相談センターによる支援を希望する場合には、情報共有シートを活用する等して、その情報を生活自立・仕事相談センターと共有し、早期に支援に繋げる体制を構築しました。

また、生活自立・仕事相談センターのカードチラシを市が主催するイベントや関係機関、市の相談窓口で配布したほか、家賃を滞納されている方への連絡の際にカードチラシを同封する等、生活に困りごとを抱えた方に相談窓口に関する情報を様々な機会で発信しました。

こうした取り組みの結果、令和元年度（2019年度）の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、平成29年度（2017年度）の1,191件に対し、2,302件に増加する等、早期発見に向けた取り組みとして効果があったものと考えています。

【生活自立・仕事相談センターの相談件数の推移等】

年度	H27	H28	H29	H30	R1
新規相談受付件数	1,012	945	1,191	1,716	2,302
相談延べ件数	5,611	8,335	9,905	17,077	20,496

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮者の相談の急増を踏まえ、令和2年（2020年）5月には、アウトリーチ機能の強化や相談アクセスの向上を図るため、アウトリーチ支援員を生活自立・仕事相談センター中央、稲毛、若葉の3か所に順次配置し、困りごとを抱えた方に支援を届ける体制を強化しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症に伴い、住居確保給付金の申請件数や生活困窮者の相談件数が急増したことを踏まえると、千葉市においては、生活状況が不安定な状況にあり、相談に至っていない方の存在が想定され、早期発見に向けた取組みのより一層の強化が必要と考えています。

(2) 相談体制の強化

生活困窮者の相談は、経済的な問題から家族問題まで多岐に渡っており、相談を包括的に受け止め、多様なサービスと連携する身近な相談窓口が必要です。

第1期プランでは「生活自立・仕事相談センター」の相談支援員を14人から23人に増員し、さらにアウトリーチ支援員3人を新規に配置するとともに、設置箇所数を3か所から4か所に増やし、支援体制を強化したほか、市内30か所に設置した「あんしんケアセンター」の総合相談機能を拡充するため、三職種（「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「保健師」）の配置を137人から144人に増員しました。また、ひきこもり支援の充実を図るため、ひきこもり支援コーディネーターを増員し、相談体制の強化を進めることができました。

一方で、生活自立・仕事相談センターの設置が市内4か所に留まっている等、相談アクセスに課題が残されていると考えています。このため、相談アクセスの更なる向上を図るための取組みを推進していくことが必要と考えています。

(3) 多様なサービスの提供、支援体制の充実

生活困窮者の相談は、経済的な問題から家族問題まで多岐に渡っており、様々な支援が求められます。このため、支援サービスの種類の増加やサービス量の拡大、制度の狭間で支援が十分に届かない方への支援等が必要です。

第1期プランでは、住宅問題を抱える方等に対して、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録戸数の増加を図ったほか、住宅情報提供事業（すまいのコンシェルジュ）の周知・利用促進を進めました。また、様々な困りごとに対してコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）等と連携した支援を実施することで制度の狭間で支援が十分に届かない方に対しても支援を届けることができました。

一方で、今後、高齢者の増加に伴い、高齢者からの住まいの確保に向けた相談の増加が見込まれており、相談体制の強化を図る必要があると考えています。

発達障害・知的障害を抱え、働きづらさを抱えている方等については、こうした状況を早期に発見し、障害があっても個々の適性に合った職につけるように支援することや、障害の特性を理解した上で企業に職場での合理的配慮を提供してもらい、職場への定着を図る取組みが必要と考えています。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い、休業要請等による急激な収入減少や離職、それに伴う住まいの喪失やそのおそれ等、これらに対応するための緊急的な支援策等が必要となったように、天災等の不測の事態に伴う急激な収入減少や失業等に対する支援策等については引き続き検討・実施していくことが必要と考えています。

(4) 相談機関、サービス提供機関等のネットワークの強化

急速な人口減少や血縁、地縁等の共同体機能の脆弱化等を背景に、行政だけでは対象ごとの安定的な事業運営が難しくなっています。このため、民間支援団体や地縁団体等との連携を図りながら支援を行うことが必要です。

第1期プランでは、千葉市社会福祉協議会が行う地区部会活動従事者に対する研修（福祉活動推進員研修）で貧困対策に関するテーマを取り上げ、相談機関の周知等を行ったことで、住民主体で実施される見守り活動等の地域活動から支援対象者を把握し、情報提供を受けるといった下地を作ることができたほか、千葉労働局やCSWを通じたNPO法人との連携等を進めることができました。

生活困窮者が抱える課題は複雑であり、今後も相談機関やサービス提供機関等のネットワークをより一層強化することが必要と考えています。

(5) 子どもへの対策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を図るために、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進することが必要です。

第1期プランでは、生活保護世帯や生活困窮世帯に属する中学2年生や3年生の子どもに対し、高校進学に向けた学習支援や自己肯定感の向上等を図ることを目的とした生活支援を実施することで子どもの学習意欲や自己肯定感の向上を図ることができました。

また、子どもナビゲーターを中央区、稲毛区及び若葉区に配置することで生活習慣や学習習慣の改善を直接働きかけ、子どもが健やかに育成される環境の整備に努めました。

今後も、令和元年（2019年）11月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を図るためには、引き続き生活に困窮する子どもへの支援を推進していくことが必要と考えています。

(6) 健康の保持増進

健康状態の悪化は、生活困窮に陥る要因の一つとなることから、日ごろからの健康保持への意識付けや健診の受診等が重要となります。

第1期プランでは、各区保健福祉センターにおいて実施している栄養相談において乳幼児から高齢者までを対象として食事のバランスについての知識の普及や健診の受診勧奨等を実施したほか、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症、薬物乱用防止対策についての普及啓発を図りました。

一方で、傷病等に伴い生活保護に陥る方は依然として多く、今後も、生活困窮への予防的観点から引き続き健康の保持増進を推進していくことが必要と考えています。

また、円滑な人間関係を育むことが難しかったり、職場に定着できないといっ

た働きづらさを感じる人に対し、発達障害という視点を視野に入れた支援を受けられる体制を整備することが必要と考えています。

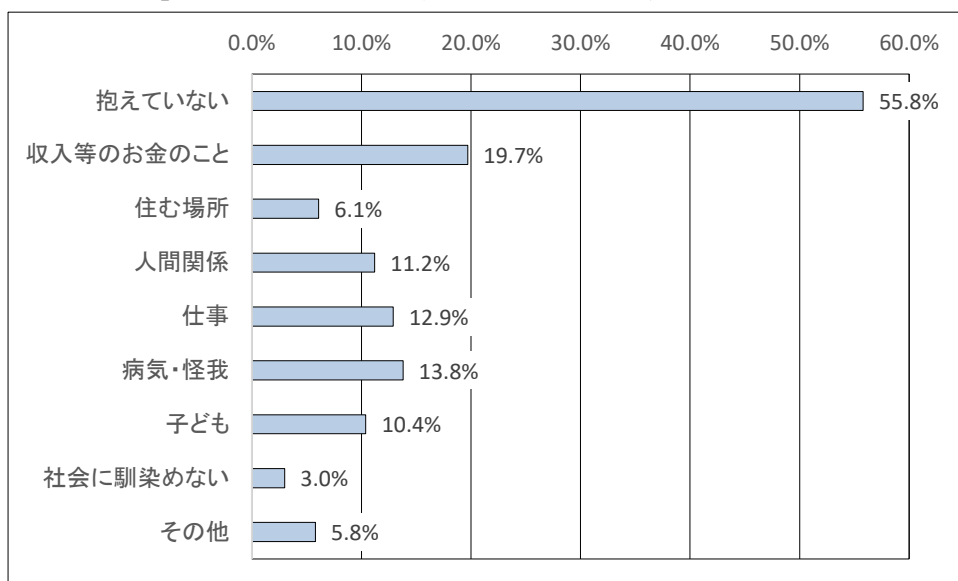
3 市民意識調査及び関係機関等への調査について

(1) 市民意識調査

令和2年(2020年)8月1日から10日まで、千葉市ホームページ上で市内在住・在勤・在学の方を対象に「WEBアンケート」を実施し、1,015人から回答を得ました。

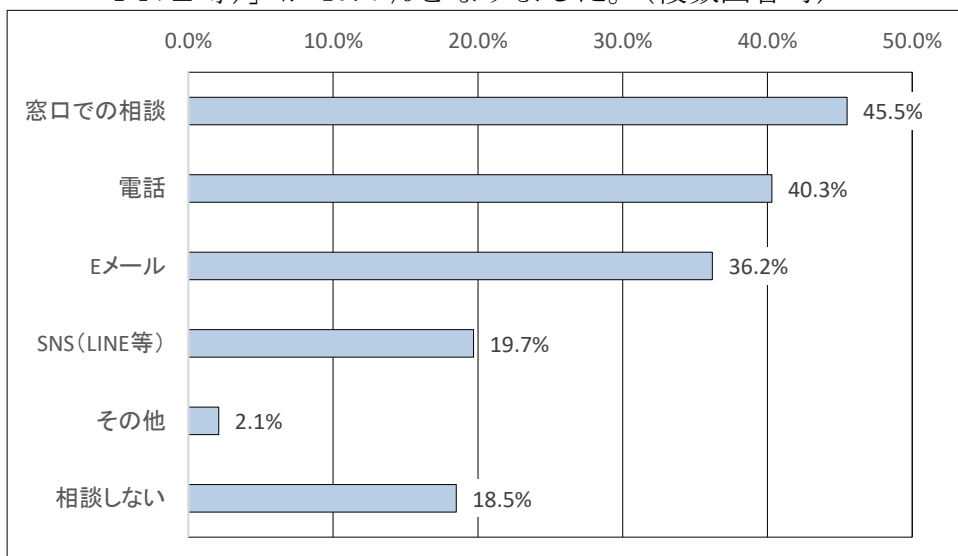
ア 生活の困りごとの有無

生活に困りごとを抱えているか、抱えている場合にどのような困りごとを抱えているかについて調査を行った結果、「抱えていない」が55.8%、「抱えている」が44.2%となり、困りごとの内訳は次のとおりでした。(複数回答)



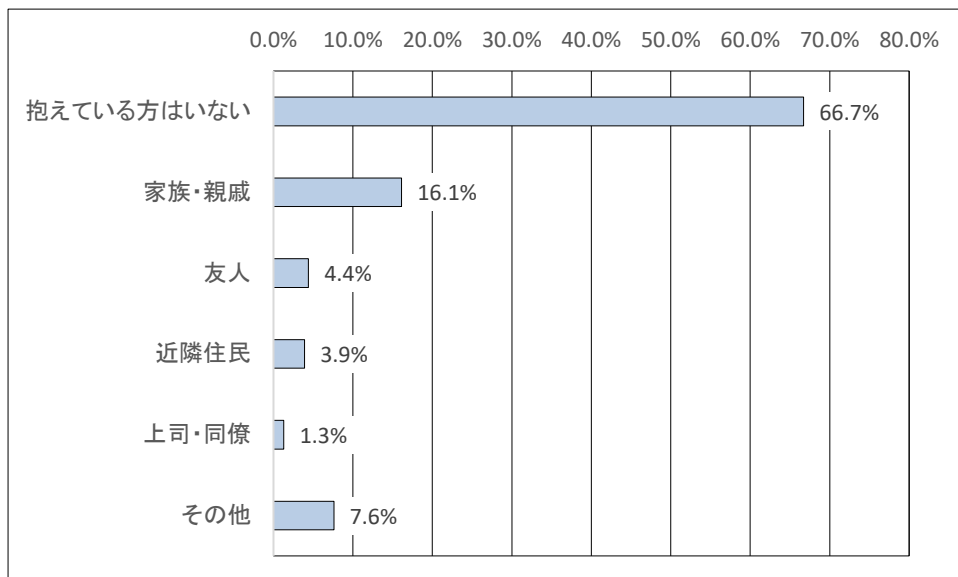
イ 困りごとを抱えた場合の相談方法

生活に困りごとを抱えた場合の相談方法について調査した結果、「窓口での相談」が45.5%、「電話」が40.3%、「Eメール」が36.2%、「SNS(LINE等)」が19.7%となりました。(複数回答可)

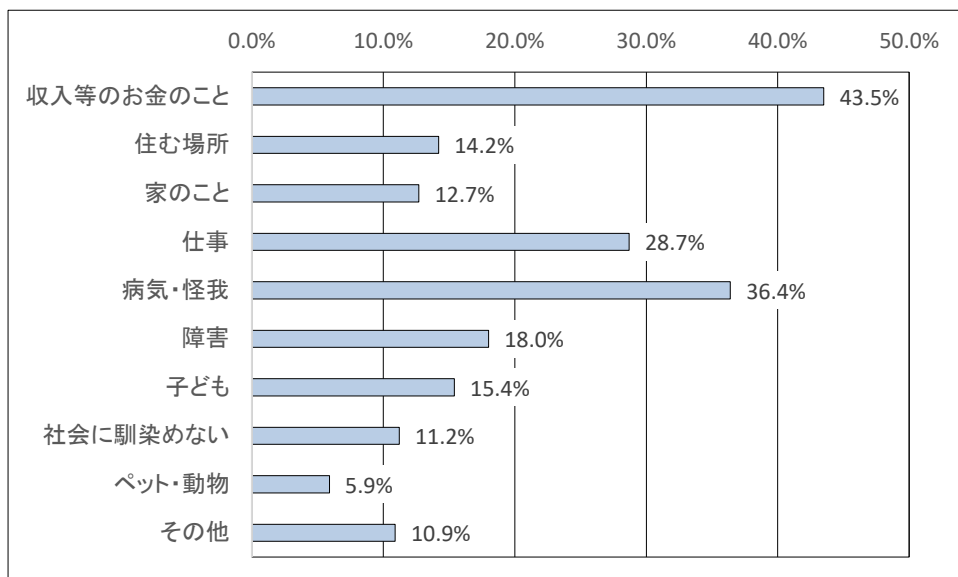


ウ 周囲に困りごとを抱えている方がいるか、いる場合にその内容

周囲に困りごとを抱えている方がいるかについて調査を行った結果、「困りごとを抱えている方はいない」が 66.7%、「家族・親戚に困りごとを抱えている方がいる」が 16.1%となりました。一方で、「近隣住民に困りごとを抱えている方がいる」は 3.9%に留まりました。(複数回答可)

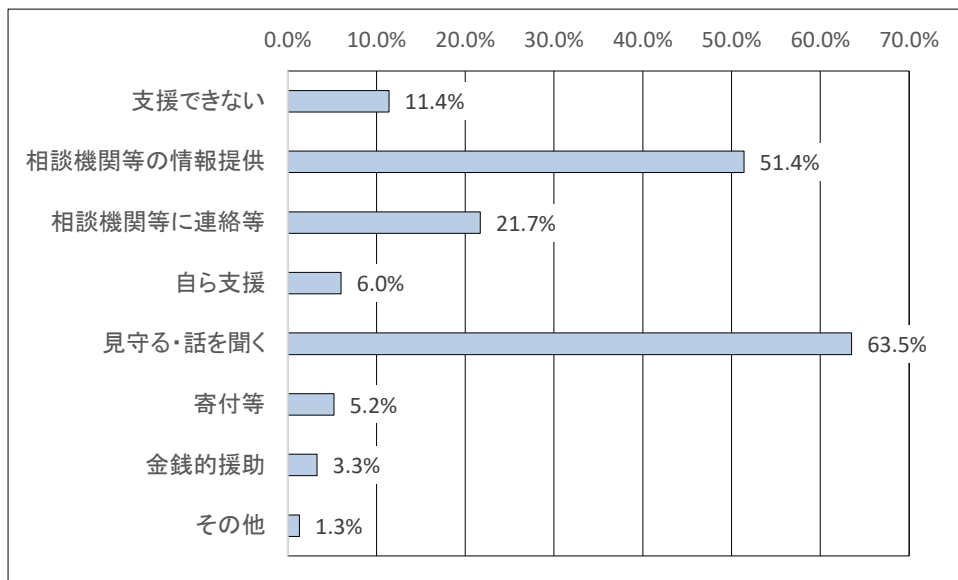


また、困りごとを抱えている方の困りごとの内容は「収入等のお金のこと」が 43.5%、「病気・怪我」が 36.4%、「仕事」が 28.7%となりました。(複数回答可)

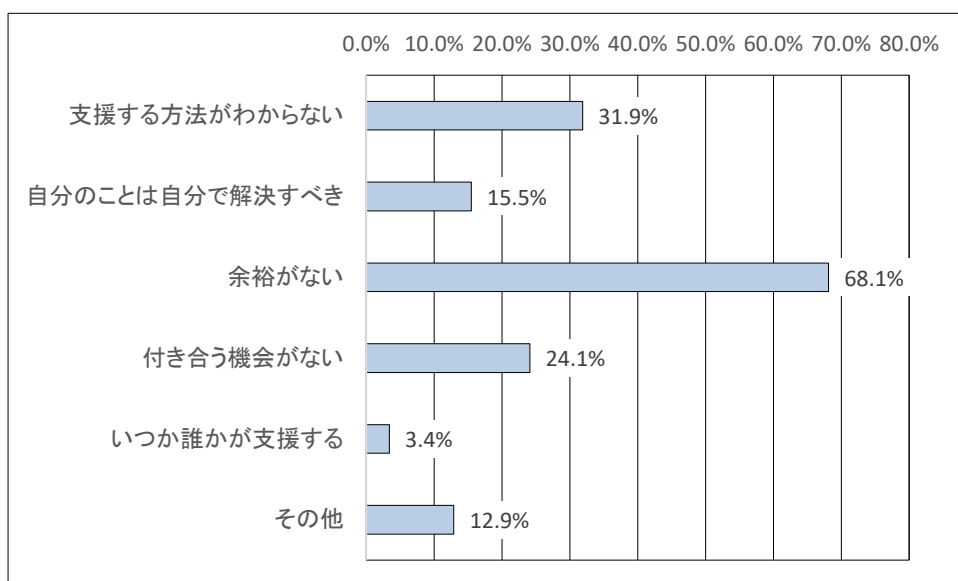


エ 困りごとを抱えている方への支援について

困りごとを抱えている方がいた場合にどのような支援ができるか、支援できない場合はその理由について調査した結果、支援方法としては「見守る・話を聞く」が63.5%、「相談機関等の情報提供」が51.4%、「相談機関等に連絡等」が21.7%となり、逆に「支援できない」は11.4%に留まりました。(複数回答可)

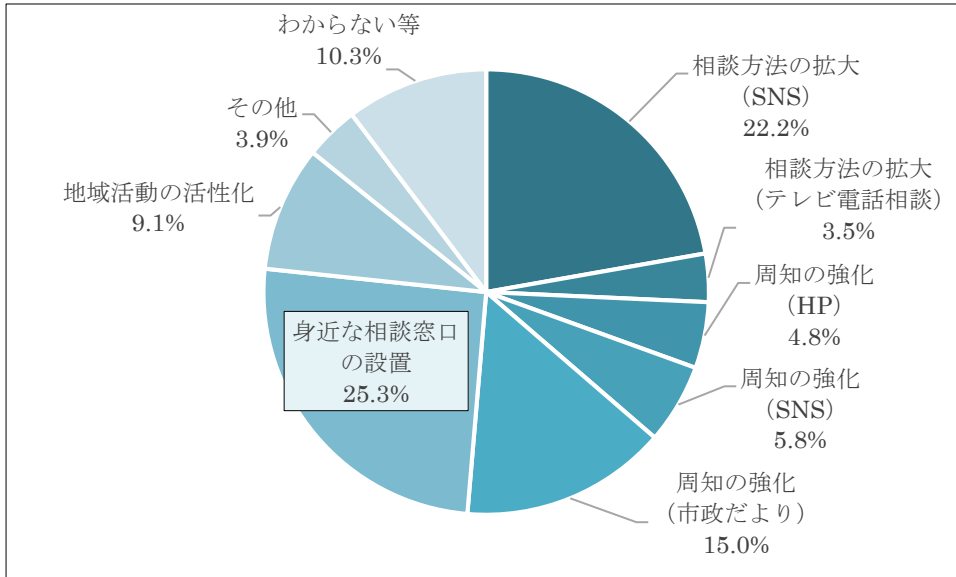


支援できない理由としては、「自分に支援する余裕がない」が68.1%、「支援する方法がわからない」が31.9%、「普段から付き合う機会がない」が24.1%となりました。(複数回答可)



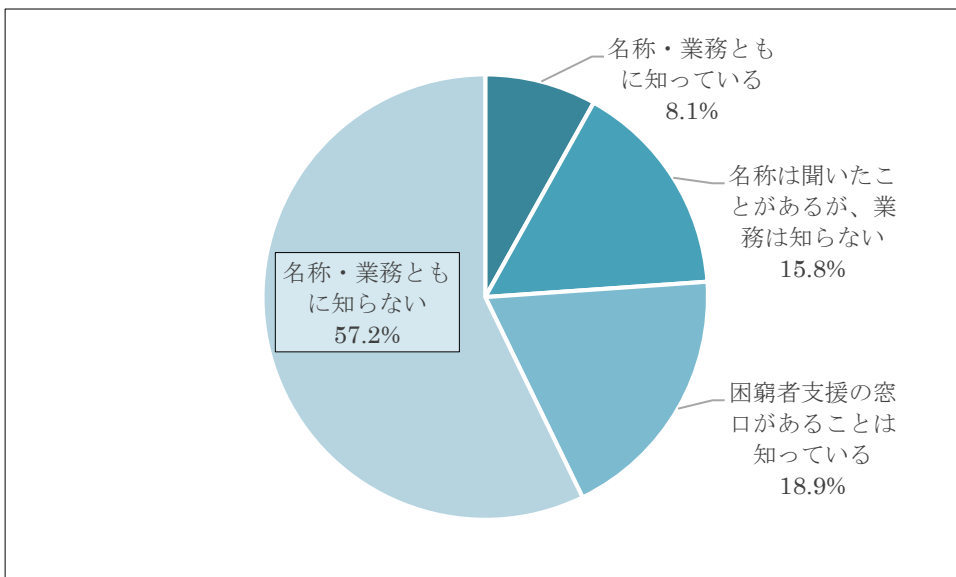
オ 生活に困りごとを抱えている方への今後の支援の在り方

生活に困りごとを抱えている方は、様々な理由で相談支援機関に繋がらないことがあります。このことを解決するために市としてどのような対応が必要か調査した結果、「身近な相談窓口の設置」が25.3%、「相談方法の拡大（LINE等のSNS）」が22.2%、「市政だよりによる周知」が15%、「地域活動の活性化」が9.1%となりました。



カ 生活自立・仕事相談センターの認知度

生活に困りごとを抱えている方への相談窓口である生活自立・仕事相談センターの認知度について調査した結果、「名称・業務とも知っている」「名称は聞いたことがある」を合わせて約24%となりました。一方で、約57%の方が生活自立・仕事相談センターを含めた困窮者支援の窓口があることを認識していないという結果になりました。



(2) 生活自立・仕事相談センターの利用状況等

ア 概要

生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施し、自立を促進することを目的とする生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口です。生活自立・仕事相談センターでは、就労や家計管理等に関する生活問題への、相談・助言にとどまらず、相談者個々の状態に応じた支援プランを作成し、生活立て直しに向けた支援を行っています。(支援の一例は下記のとおりです。)

千葉県では、生活困窮者自立支援法が施行される前の平成25年(2013年)12月に中央区と稲毛区でモデル的に開始し、平成27年(2015年)4月の施行に向けて支援体制を整えました。また、平成29年(2017年)7月に若葉区に、令和2年(2020年)9月に花見川区に設置し、生活困窮者への支援体制を順次強化しました。生活困窮者支援では福祉施策との連携が特に必要となることから、いずれの区も保健福祉センター内に設置し、身近な相談窓口として支援を行っています。

【相談の一例と支援の流れ】

※厚生労働省HPから引用

Aさん(38歳男性)

長期ひきこもりのケース

Aさんは、両親と3人暮らし。高校を中退後、一時アルバイトを経験したもののすぐに辞めて家に引きこもるようになりました。父親(80歳)は、無口で、とても厳格な性格で、母親(78歳)は、もともと病気がちで足腰も弱いものの、身の回りのことはある程度対応可能です。父親の厚生年金が家計の中心になっており、母親が管理しています。

社会参加から就労へ

私(Aさん)は、高校を中退後、アルバイトをしていましたが、アルバイト先でのトラブルで辞めてからは、母親を介護することで、自分の役割がここにあると思うようになり、特に就職する必要性を感じなくなっていました。しかし、支援員と何度も話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味が湧いてきました。試しに行ってみたところ、互いの苦勞をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間に出会うことができ、やがて一緒に活動するようになりました。徐々に自信を取り戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人などにも理解のある飲食店を紹介してもらい、働き始めました。始めは、環境に慣れずに休みがちでしたが、職場の理解も得ながら徐々に休みも減りました。母親の介護は介護保険を申請し、ヘルパーさんに来てもらっており、今では充実した毎日を送っています。

相談センターでは、次のような支援も行っています。

- ①各種制度の利用に向けた支援
- ②就労から長期間に渡って離れている方に対する職業訓練や適性検査の実施
- ③収支均衡が取れていない方への家計管理方法のアドバイス等

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

1 まずは地域の相談窓口へ。

各自治体の窓口配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合はご自宅にも訪問します。

2 生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

3 あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

4 支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

5 定期的なモニタリング。

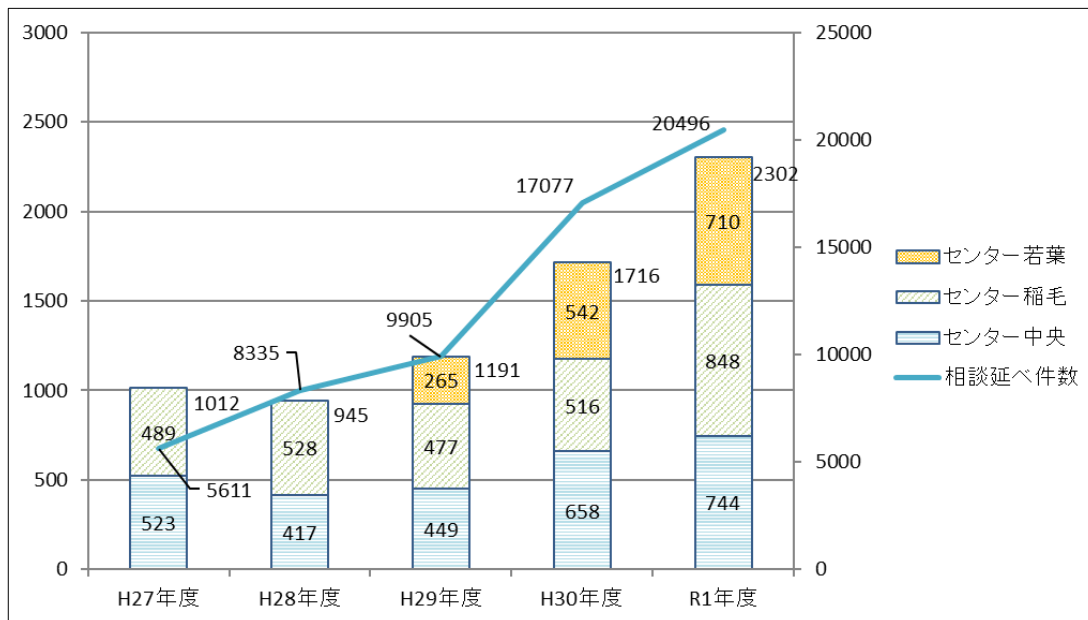
各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

6 真に安定した生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

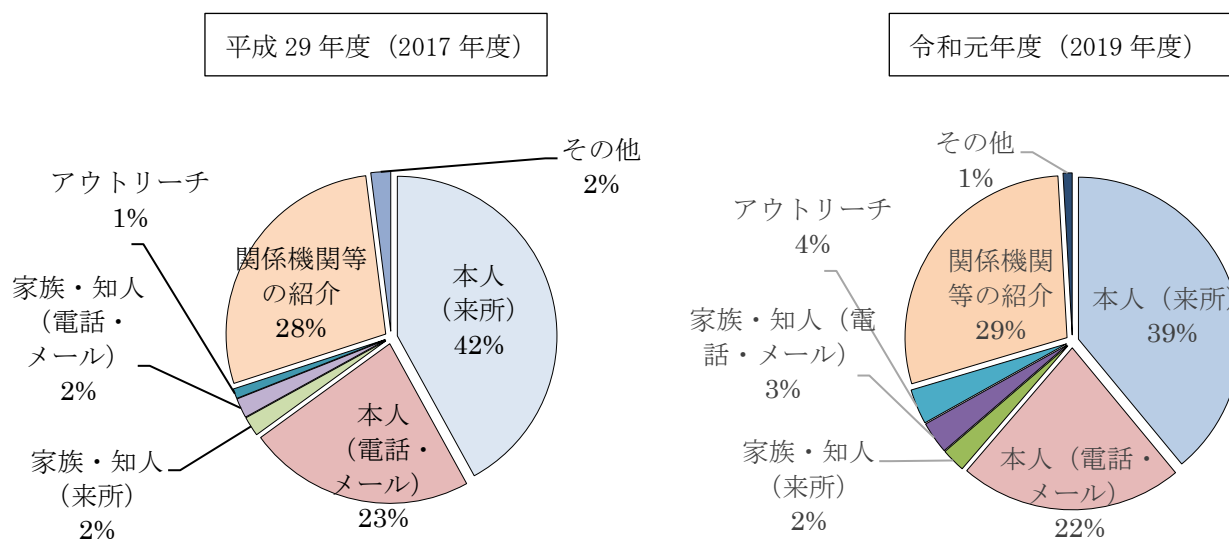
イ 新規相談受付件数の推移

生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数（相談実件数）は、平成28年度（2016年度）以降、毎年、大幅に増加しており、令和元年度（2019年度）は平成29年度（2017年度）に比べ、約2倍に増加しました。



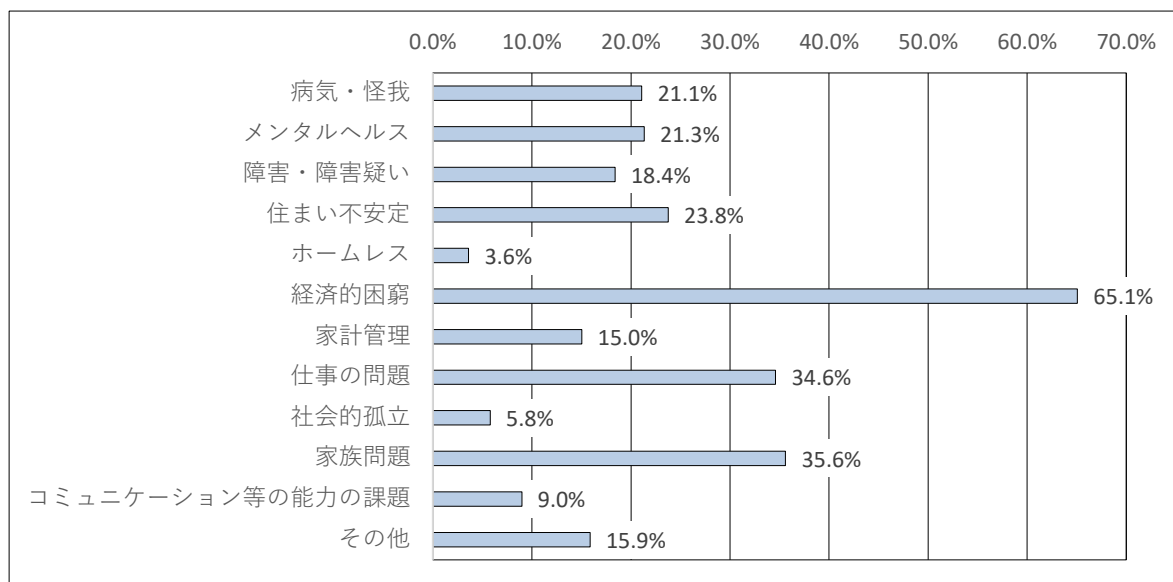
ウ 相談経路と相談内容

令和元年度（2019年度）の相談経路は、平成29年度（2017年度）時点と同様に「本人」からの相談（来所・電話・メール）が最も高く61%（平成29年度（2017年度）65%）となりました。また、関係機関等の紹介が29%（平成29年度（2017年度）28%）と一定割合を占めました。生活困窮者の早期発見に向けて、関係機関とのより一層の連携が必要です。

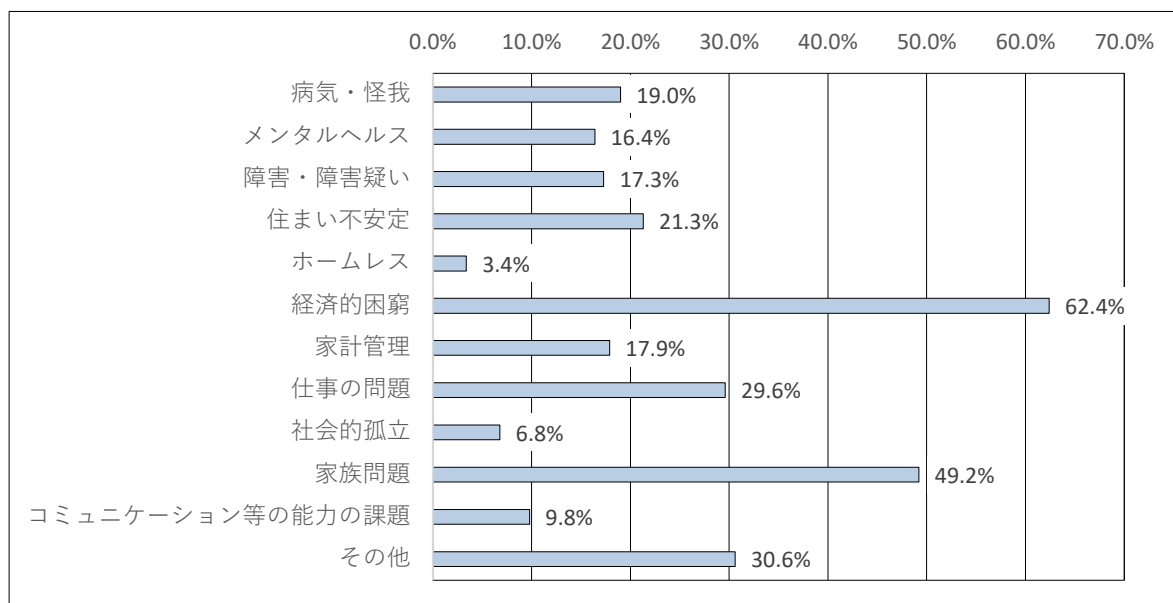


相談内容は、平成 29 年度（2017 年度）と令和元年度（2019 年度）のいずれも「経済的困窮」「家族問題」「仕事の問題」の順に割合が高いという結果になりました。相談内容が多岐に渡ることから、相談を一旦受け止めた上で、必要に応じて関係機関に繋ぐ等、関係機関とのより一層の連携が必要です。

平成 29 年度（2017 年度）



令和元年度（2019 年度）



エ 支援の効果

相談に訪れた方への対応は、「情報提供や他機関への繋ぎ等で支援が終了する場合」と「支援プランを作成し、継続的な支援を行う場合」に大きく分かれます。支援プランを作成した場合は、一定期間経過後に評価を行い、支援による変化を確認しています。令和元年度（2019年度）は、708件の評価を行った結果、就労開始等 297件（42.6%）、住まいの確保・安定 203件（29.1%）、自立意欲の向上等 173件（24.8%）、家計の改善 125件（17.9%）等となり、相談者が抱える課題の解決に寄与することができました。

一方で、令和元年度（2019年度）の支援プラン作成件数が832件であるのに対し、支援を終結した件数は481件に留まっており、支援が長期化している実態がわかります。このため、更なる支援体制の強化が必要です。

令和元年度（2019年度）における支援結果

		合計		内訳		
		件数	割合	センター中央	センター稲毛	センター若葉
新規相談受付件数		2,302		744	848	710
内訳	支援プランを策定する前に支援が終了した件数	1,105	48.0%	388	394	323
	情報提供、相談対応のみで終了	768	33.4%	319	271	178
	他機関へのつなぎで終了	328	14.2%	66	121	141
	その他	9	0.4%	3	2	4
	支援プランを策定した件数	832	36.1%	345	264	223
支援プランの策定に向けて調整中の件数		365	15.9%	11	190	164
令和元年度中に評価を実施した件数（再プランも含む件数）		708		298	228	182
うち初回プランの件数		465		171	145	149
評価結果	終結	481	67.9%	195	137	149
	再プランして継続支援	217	30.7%	101	83	33
	中断	10	1.4%	2	8	0
支援により見られた変化（令和元年度中に評価を実施した者のうち中断をした者を除いた者についての変化）						
評価の内訳 （重複回答有り）	就職開始等	297	42.6%	121	115	61
	内訳					
	就労開始（一般就労）	112	16.0%	58	36	18
	就労開始（中間的就労）	9	1.3%	5	2	2
	就労収入増加	53	7.6%	10	31	12
	就職活動開始	75	10.7%	32	21	22
	職場定着	48	6.9%	16	25	7
	住まいの確保・安定	203	29.1%	74	85	44
	家計の改善	125	17.9%	51	44	30
	債務の整理	44	6.3%	19	19	6
	自立意欲の向上・改善	173	24.8%	82	54	37
	精神の安定	114	16.3%	38	48	28
	健康状態の改善	52	7.4%	7	16	29
	社会参加機会の増加	81	11.6%	38	30	13
	生活習慣の改善	56	8.0%	26	15	15
	対人関係・家族関係の改善	59	8.5%	17	21	21
	孤立の解消	69	9.9%	24	24	21
	医療機関診断開始	45	6.4%	9	24	12
	障害手帳取得	18	2.6%	7	5	6
	職業訓練の開始、就学	12	1.7%	8	2	2
生活保護適用	93	13.3%	22	39	32	
その他	150	21.5%	72	19	59	

オ 支援にあたっての課題等

令和元年度（2019年度）における新規相談受付件数は、年間2,302件となる等、生活困窮者自立支援法が施行された平成27年度（2015年度）から大幅に増加しました。また、令和元年度（2019年度）における支援の結果として、就労開始等が297件（42.6%）、住まいの確保・安定が203件（29.1%）、自立意欲の向上等が173件（24.8%）、家計の改善が125件（17.9%）となる等、生活困窮者が抱える課題の解決に寄与し、生活保護に陥る前の第2のセーフティネットとしての機能を果たすことができました。

一方で、新型コロナウイルス感染症により、住居確保給付金の申請者数が令和元年度（2019年度）の年間106件から令和2年（2020年）5月に443件に急増したことや生活自立・仕事相談センターへの相談件数が急増したこと等から不安定な生活状況にある方が潜在していることが想定されます。このため、例えば、就職氷河期世代等のより丁寧な支援を必要とする方に対して集中的な支援を実施する等、より一層の支援体制の強化が必要と考えています。

また、自尊感情や相談する力の低下等から相談に至っていない方もいることが予想され、支援を届けていく体制をより一層強化することが必要と考えています。

現在、市内4か所に設置している生活自立・仕事相談センターについては、未設置区である緑区や美浜区の相談件数が限られている等、相談アクセスの向上のための取組みが必要と考えています。

生活自立・仕事相談センター【新規相談受付件数の同月比較(速報値)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H31-R1年	178	281	208	160	173	158	189	163	142	181	181	288	2,302
R2年	529	308	229	324	389	567	325	323	259				3,253
うち新型コロナ関係	221	166	67	197	287	411	164	184	128				1,825

住居確保給付金【申請件数の同月比較(速報値)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年	8	12	3	11	8	8	14	7	3	8	8	16	106
R2年	159	443	297	169	129	97	74	47	53				1,468

	(参考)生活保護受給者数 R2.4時点	H28	H29	H30	R1
中央	6,114	183	207	258	333
稲毛	3,133	246	242	359	438
若葉	5,401	123	271	418	545
花見川	3,073	127	119	166	204
緑	1,901	63	78	86	118
美浜	1,267	82	121	146	153
市外、不明		121	153	283	511
合計	20,889	945	1,191	1,716	2,302

カ 他の相談機関の状況と連携等について

(ア) ひきこもり地域支援センター

千葉市では、平成 28 年（2016 年）2 月に、ひきこもり状態にある方やその家族等を支援するため、ひきこもり地域支援センターを設置しました。令和 2 年度（2020 年度）からは、ひきこもり地域支援センターで相談支援等を行う、ひきこもり支援コーディネーターを 4 人から 6 人に増員し、支援体制を拡充しています。

ひきこもりの状態にある方は、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至ってなくても、その生活状況から将来的に生活困窮に陥るリスクが高い方も含まれます。

このため、困りごとを抱えた方の早期発見、早期支援という観点からは、ひきこもり地域支援センターにおける支援と生活自立・仕事相談センターにおける支援とが対象者本人の状態や意向、各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要になります。例えば、ひきこもり地域支援センターの支援を通じて、ひきこもりの状態から脱却した後に生活自立・仕事相談センターによる自立支援に切れ目なく繋げることや当初から双方が役割分担の上で、共に支援を行うことが考えられます。

このように、相談の窓口はその属性等に応じて別れていますが、早期発見、早期支援の観点や、切れ目のない支援を行うといった観点から、引き続き相談支援機関の連携を強化することが必要です。

【相談・問合せ延べ件数(単位:件)】

年度	計
R1年度	3,819
H30年度	2,408
H29年度	2,323

(イ) 千葉県こころと命の相談室

厚生労働省の統計資料によれば、働き盛りの40代、50代の男性の自殺割合が高いとされており、また、失業者数と自殺者数が連動しています。千葉県では、「こころと命の相談室」を開設し、平日の夜間（月・金曜の午後6時から9時まで）及び土曜（月2回）・日曜（月1回）の日中（午前10時から午後1時まで）に、産業カウンセラー等の専門職が、こころの健康、職場問題、多重債務問題等、様々な相談に応じています。

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要になります。

千葉市の令和元年（2019年）の原因・動機別の自死（自殺）者数の割合は、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題の順（自殺統計に基づく自殺者数 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省））となっており、自殺の危険性が高い方は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮状態に至る可能性のある方もいると考えられます。逆に、生活困窮状態にある方又は生活困窮に至る可能性のある方が、生活困窮状態や他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

このため、生活自立・仕事相談センターと自殺対策とが、対象者本人の状態や意向、各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要です。

【年齢層別内訳】

	H27	H28	H29	H30	R1
20歳未満	7	10	1	8	17
20歳代	76	51	35	36	48
30歳代	50	61	46	57	95
40歳代	122	143	122	142	115
50歳代	101	127	137	113	103
60歳代	9	4	26	17	19
不明	0	3	0	0	0
計	365	399	367	373	397

【職業別等による内訳】

	H27	H28	H29	H30	R1
会社員等	144	128	105	121	148
非正規職員	40	57	61	49	61
パート・アルバイト	35	44	59	53	47
自営業	5	3	2	10	0
無職	113	140	120	96	87
主婦・主夫	19	13	17	30	34
学生	8	4	2	3	20
不明	1	10	1	11	0
計	365	399	367	373	397

【相談内容内訳】

	H28	H29	H30	R1
自分自身のこと(性格、人間関係等)	162	173	158	177
職場の問題	136	144	154	144
キャリアの問題	92	95	74	86
病気のこと	139	90	151	171
家族の問題	115	75	115	101
経済の問題	4	2	8	5
その他	5	3	1	4
計	653	582	661	688

(ウ) あんしんケアセンター

千葉市あんしんケアセンターは、地域で暮らす高齢者の方のための身近な相談窓口です。いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、市内30か所（出張所含む。）に設置し、介護、福祉、健康、医療等、様々な面から総合的に支えています。

令和元年度（2019年度）の相談実人数は15,754人で、高齢者人口250,557人（平成31年（2019年）4月30日現在）の6.3%となっています。また、相談者延人数は47,258人と平成30年度（2018年度）の41,248人と比べ6,010人増え、対前年比14.6%の増加となっています。

相談件数は、73,862件と10,972件増え、対前年比17.4%の増加であり、相談内容別では、「介護保険制度に関すること（33,782件）」が総合相談全体の45.7%を占め、続いて「認知症等に関すること（7,920件）」、「医療・保健に関すること（6,055件）」、「施設入所に関すること（3,843件）」となっています。

「経済的問題」についての相談も2,021件と一定数あり、千葉市あんしんケアセンターと生活自立・仕事相談センターとが相互に連携し、包括的な支援を実施していくことが重要です。

(エ) 子ども・若者総合相談センター（L i n k）

子ども・若者総合相談センター（L i n k）では、ニートや不登校、その他社会生活を営む上で困難を抱えている子どもや若者の相談を受け、助言、情報の提供、専門機関の紹介を行っています。

生活自立・仕事相談センターでは、複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、適切な支援を包括的に提供することとしています。いずれの相談機関も相談者の状況に応じて支援を提供することを目的としており、各々の専門性を活かして相互に連携することで、より一層効果を発揮します。このため、複合的な課題を抱える相談者に対し、子ども・若者総合相談センター（L i n k）から生活自立・仕事相談センターに繋ぐ等、日頃から連携を密にしていくことが重要です。

新規相談者数と対象者年代

		0～14歳	15～19歳	20代	30代	不明	対象外	合計
R2年度 (2月末現在)	人数	38	49	26	15	10	1	139
	割合	27.3%	35.3%	18.7%	10.8%	7.2%	0.7%	100.0%
R1年度	人数	44	71	48	11	12	2	188
	割合	23.4%	37.8%	25.5%	5.9%	6.4%	1.1%	100.0%

主な連携先(令和2年度 2月末現在)

	千葉市教育委員会	教育センター	養護教育センター	青少年サポートセンター	生活自立・仕事相談センター	ひきこもり地域支援センター	こころの健康センター	小・中・高等学校	その他
延べ件数	50	27	23	27	41	86	25	24	67

(オ) 子どもナビゲーター

子どもたちが夢と希望を持って成長していける「誰も置き去りにしない社会」を実現していくため、「千葉県こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」に基づき「子どもの貧困対策総合コーディネート事業」として、生活自立・仕事相談センターに併設する形で子どもナビゲーターを配置しています。関係機関が連携しながら家庭環境等から基本的な生活習慣が身に付いていない子どもとその家庭に寄り添い、生活習慣や生活環境の改善を直接働きかけるとともに、各種の支援につなげています。

こうした課題を抱える家庭では、経済的な問題を抱えている場合もあることから、生活自立・仕事相談センターと子どもナビゲーターとが相互に連携して支援をしていくことが重要であり、今後も連携をしながら包括的な支援を行う必要があります。

(3) 生活自立・仕事相談センターへのヒアリング結果

令和2年(2020年)9月に生活自立・仕事相談センターから、貧困状態に陥る背景や今後の支援の在り方等について、意見を聴取しました。

ア 相談者の傾向と貧困状態に陥る背景等

(ア) 相談の傾向

障害を抱える方やその疑いがある方、高齢の方からの相談が増加しています。高齢の方からの相談では家族関係に課題を抱える方からの相談が、障害を抱える方等からの相談では家計管理に課題を抱える方からの相談が多い傾向にあります。また、若年者からの相談では精神疾患を抱えている方からの相談が、中高年の方からの相談では非正規労働の方からの相談が多い傾向にあります。年代別では40代前後の相談が最も多い傾向にあります。

(イ) 相談方法

相談者本人からの相談が多い傾向にありますが、関係機関との連携や保健福祉センターの各部署との連携により支援に繋がるケースが増加しています。保健福祉センターやあんしんケアセンター等の相談機関からの繋ぎにより支援に至ったケースは多く、引き続き、関係機関との連携を強化し、支援を届けることが重要だと考えています。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が拡大する前はごく普通に生活をされていた方や元々不安定な生活状況にあり、新型コロナウイルス感染症による収入減少等で生活維持が困難となった方からの相談が増えています。その反面、経済的に困窮している方以外(ひきこもりや障害に関する相談)の方からの相談は少なくなっています。また、新型コロナウイルス感染症による雇止め等により、外国人の方からの相談が増えており、その中には言語的な課題を抱えている方もいます。

(エ) 貧困状態に陥る背景

生育歴の中で家族が障害を認めないために本人が辛い思いをされてきたというケースや、家計管理において家族が理解せずに過剰な消費を繰り返して生活に困窮しているケース、ひきこもりをされている方で生育歴での親子関係が起因しているケース等、相談をされている方の多くが「家族関係の問題」を背景に生活困窮に至っているように感じています。

イ 今後の支援の在り方と課題

(ア) 社会資源の把握と開発

相談者のニーズや課題が多岐に渡ることから、既存の社会資源だけでは対応に苦慮する場合があります。例えば、生活困窮者が入れる住居が少ない、働きづらさを抱える方を受け入れてくれる就労先が少ないといったような

ことがあります。このため、相談者のニーズを受け入れ、必要な支援ができるように新たな社会資源の把握や開発を積極的に推進することが必要です。そのためには、地域企業等へ生活困窮者事業の理解促進を図ることや、多職種との連携を図ることが必要です。不動産業者との連携の強化や、相談者の状態に応じた段階的な就労支援・訓練先の開拓、地域での活躍の場の創出等により、相談者の選択肢が増えるようにしていくことが必要です。

また、社会資源として、就労体験先等といった出口支援の部分の社会資源が少ないと感じています。相談の入口部分の強化とともに、今後は出口部分の強化を図っていく必要があると考えています。

(イ) 社会資源の開発に向けた取組み

社会資源の開発としてまずは地域にどのような社会資源があるのかといった既存の社会資源の洗い出しから始めていくことが必要です。町内自治会、民生委員の会議等に積極的に顔を出し、顔の見える関係を作ることによって地域住民とともに社会資源を開発していきたいと考えています。

(ウ) 他機関との連携

生活困窮者支援において、他機関との連携はなくてはならないものです。連携することでより専門的な知識や資源が加わり、支援が点から線、線から面となり、相談者への支援が包括的なものになります。

(エ) 支援を届けるための取組み

民生委員、町内自治会、友人、職場、学校等への相談を契機に生活困窮状態にある方を発見することがあります。一方で、問題が複雑化した後になって、支援をする関係機関が発見することもあります。このため、関係機関同士が連携を密にしていくことが必要です。

関係機関等から繋がれている方を含め、相談に至っている方は支援を求める力がある方で支援を求める力がない方は支援に繋がっていないように感じます。支援に繋がらない理由として、支援を求めることが恥ずかしいと考えている方もいます。このため、積極的なアウトリーチを行う等、支援に繋げるための仕掛けが必要です。

(オ) 認知度向上に向けた取組み

生活困窮者支援には、生活保護に至る前のセーフティネットとしての役割があるため、住民の認知度は生活保護制度と同等であることが必要です。そのためには、生活自立・仕事相談センターが充実した支援を行い、相談をされた方が相談して良かったと思えるような活動を行わなければならないと考えています。そして、充実した支援を継続的に行うためには、「潜在的な困窮者の掘り起こし」「関係機関や地域との連携強化」「積極的なアウトリーチの実施」等が必要です。

(カ) 地域の理解促進

様々な事情により人間関係が途切れてしまっている状態を解消し、再びつなぎ直していくことはとても困難です。こうした社会的孤立を解消するためには、コミュニケーションを続けることで相互の理解が進み、地域の中での

居場所が生まれ、共に生きていく社会へとつながっていきます。このように居場所づくりとともに、そこでの活動を継続できるように周りの方の理解を促進することが必要です。

(4) 社会福祉事業等の実施者への調査について

生活困窮者支援では、早期発見・早期支援が重要になりますが、生活困窮者の早期発見や生活環境の変化を把握するための見守り等の間接的な支援を公的支援のみで担うことは困難です。このため、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じ、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくという視点が必要です。

生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず、生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた地域づくりをその基本的な理念の一つとして掲げている制度であり、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことが期待されるものです。

千葉市には、地域福祉の推進を図るため、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じてインフォーマルな支援を創出する等、様々な事業を実施している「社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会」という団体があります。千葉市社会福祉協議会が行う、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画促進や地域福祉のコーディネーターによる活動等、こうした日々の活動を通じて生活困窮者支援についての住民の意識醸成を図り、生活困窮者の早期発見や把握に努めるといった視点が重要です。

また、生活困窮者への支援では、相談入口の拡大とともに、生活に課題を抱えている方が自立するための出口支援が重要であり、働きづらさを抱えている方が就労を開始・継続していくためには、企業の理解促進が必要です。千葉県内で、こうした働きづらさを抱えている方への就労支援等の活動を行っている「ユニバーサル就労ネットワークちば」という団体があります。

今回、両団体に対して個別にヒアリングを行い、それぞれの取組みについて話を伺いました。

【千葉市社会福祉協議会】

～ 団体の概要 ～

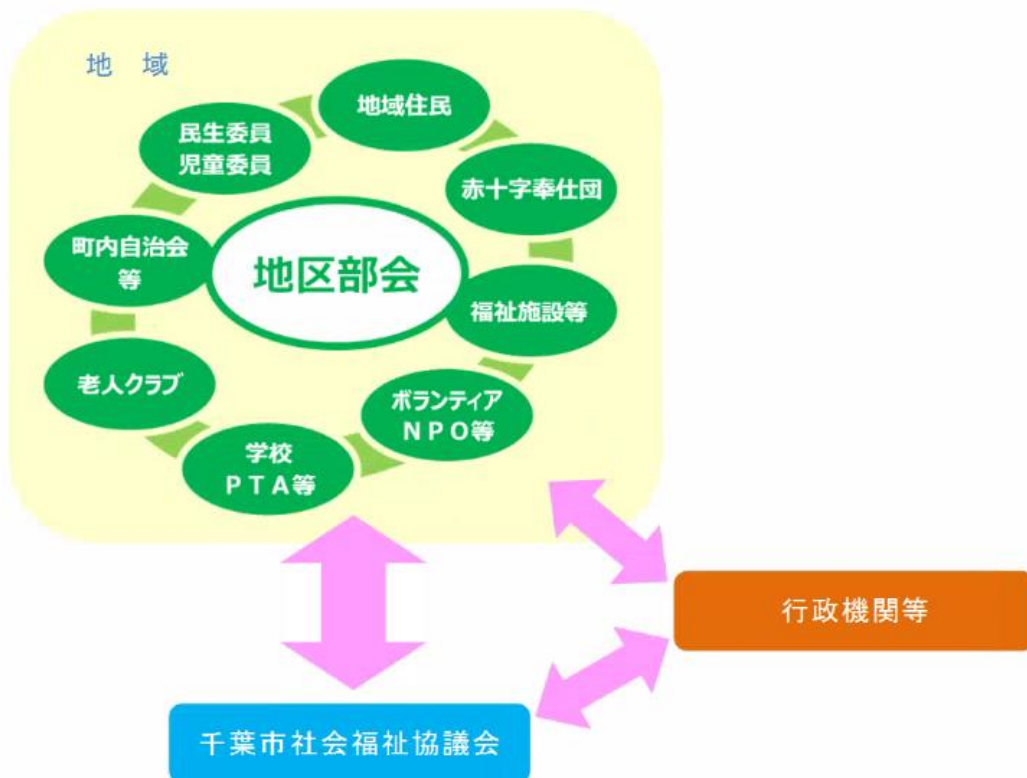
社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に規定され、「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」という全ての人びとの共通の願いを叶えるために、地域住民や各種団体と話し合い、協力し合い、総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体です。

地域福祉を推進する専門機関として全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」に公共性と自主性をもって取り組んでいます。

☆ 地区部会の構成

千葉市の人口は約 98 万人と規模が大きく、さらに地域性の違いにより住民の福祉ニーズは様々な状況にあります。こうした状況において、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりと地域の様々な生活課題の解決のためには住民相互の助け合いが必要です。このため、千葉市社会福祉協議会では、地域の実情に沿った細やかな活動を行うため、概ね中学校区を単位とした地区部会の設置を推進しています。

地区部会は、千葉市社会福祉協議会の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、千葉市には 68 の地区部会（中央区：17、花見川区：13、稲毛区：12、若葉区：14、緑区：4、美浜区：8）が設置されています。（2020 年 9 月時点）



☆ 地区部会の主な活動内容

地区部会では、定期的に地域で活動をしている方が集まり、今後の活動内容や地域の困りごとの有無等についての話し合いを行っています。

活動内容としては、下記のような活動のほか、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食会や食事の配達を通じて、温かな食事と心のふれあいを目的とした「ふれあい食事サービス」等の地域福祉活動を実施しています。

～ ふれあい・いきいきサロン ～

公共の施設や町内自治会館等を会場に、ボランティアによる語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、閉じこもりの防止や認知症の予防を行うとともに、高齢者の仲間づくりを進める活動です。

～ 地域支え合い活動 ～

掃除や買い物などの生活行為の一部が困難な方に対して、日常的な生活支援や、ちょっとした困りごと等、住民同士で支え合う活動です。

～ 見守り活動 ～

地区部会が中核となり、町内自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、ひとり暮らし高齢者等が、安心して地域で暮らせるように、日常적인見守りや声かけによる安否確認等を行う活動です。



☆ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

千葉市社会福祉協議会区事務所に配置され、対象者を限定せずに制度の狭間にある方や複合的な困りごとを抱える方を支える「個別支援」と共助の基盤となる「地域の支え合いの仕組みづくり」、地域生活課題を解決するための新たな「資源開発」を行う「エリア担当」の職員です。

☆ 今後の方向性

千葉市社会福祉協議会では、地区部会の活動に定期的に参加し、地域での活動がし易くなるように支援を行っています。地域住民が抱える生活課題は様々であり、それらを解決するためには、地域住民による支え合い活動が行われることが重要です。

実際に、地域住民の支え合い活動により、日常生活のちょっとした困りごとが解決した事例や、地域住民による日常的な声かけやいきいきサロンの開催等、地域での見守り活動が実施されることで、一人暮らし高齢者等が孤立しないようにできた事例等があります。また、こうした地域活動が地域の福祉ニーズの早期発見に繋がり、結果的に生活困窮状態に陥ることを防ぐ効果を果たすこともあります。

このように「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」という全ての人の共通の願いを叶えるためには、地域による支え合い、助け合いが必要です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響でこれまで通りに地域で活動することが難しくなっており、新しい生活様式に則した活動への支援が求められます。

【ユニバーサル就労ネットワークちば】

～ 企業の概要 ～

「ユニバーサル就労ネットワークちば」は、千葉県内に80か所近くの事業所（高齢者介護・保育・児童養護・障害者（A・B型）・困窮者相談支援等）を持ち、従業員数約1700人の法人です。

平成18年（2006年）に地域貢献の一環で「働きづらさを抱える人」を事業所に受け入れ支援をすることからスタートし、ステップアップをしながら働く「ユニバーサル就労（中間的就労）」の仕組みを構築しました。平成27年（2015年）にユニバーサル就労を広く普及啓発していくために法人格を取得し千葉市中央区に事務所を設置しました。県域でユニバーサル就労支援センターちばを開設し、当事者・事業所支援を実施しています。

「働きづらさを抱える人」への支援として、「本人と事業所のマッチング～実習～振り返りのコーディネート」や「就労後の定着支援や困りごと等への支援」「適性検査等のアセスメントの実施」等を行っています。支援の一例は下記のとおりです。

事例 40代女性 Aさん 保育補助 UWN

- ・中学校より不登校～ひきこもり状態へ。障害なし。対人不安等の疾患の疑いあり。18歳のときに若者の就労支援機関に行くものの、集団講座等で挫折。その後、長期のひきこもり状態になる。「ユニバーサル就労」のホームページを見て、問い合わせ。
- ・生育歴の複雑さの影響もあり、就労の準備が整っていないため、「ユニバーサル就労」の前に地域のコミュニティカフェで人と接する練習を行う。また就労セミナーに自主的に参加するなど意欲的になる。
- ・1年後、本人の自信や意欲が強くなってきたため、改めて「ユニバーサル就労」を提案。



Aさん



非雇用型

雇用型

実習① 有料老人ホーム：介護補助。人数が多く、本人の不安や緊張が強く出たためマッチングに至らず

実習② 上記ホームにて調理室内の調理補助。スピード感についていけず、マッチングに至らず

実習③ 保育所での保育補助。保育所内の清掃、遊具消毒、見守り。穏やかな性格だったこともありマッチング！

振り返り面談



面談等の調整は私たちがコーディネートします。必要に応じて他機関の支援者も同席します。

個別支援計画の目標

通勤者確認書

報酬：500円程度
交通費支給

- ・開始～3ヶ月目あたりまでは月1回の面談を実施
- ・3ヶ月以降は3ヶ月に1回の面談を実施
- ・その他安定してきたら半年に1回の面談を実施

就労しながらスキルをUP

人事考課表

雇用契約書

・就労から約半年で最賃保障職員へ

・就労1年後に工場のアルバイトを開始し、ユニバーサル就労と同時並行で就労を行う

・就労2年後に卒業に向けて、就職活動開始。清掃のフルタイム勤務を希望。

一般賃金職員になる道もありましたが、本人の意向により外部就労が決定しました。



ヒアリング結果

☆ 仕事に課題を抱える方の背景

相談は、ひきこもり生活をしている方、就労から遠ざかっている方等からの相談が多い傾向にあります。

こうした状況に陥ってしまっている背景は様々ですが、工場での組み立て作業のような単純労働が減少し、サービス業が増えた社会的な背景も影響しているものと考えています。就労が長く続かない、コミュニケーションが上手く取れないといった背景には、発達障害等の障害が影響していることもあり、そのことを本人が認識していないこともあります。こうした方は、単純労働が多く存在していた時代には単純労働等に従事することでトラブルを抱えずに生活をすることができましたが、サービス業が増え、単純労働が減少した現代ではコミュニケーションが上手く取れずに働きづらさを抱え、結果的に離職するといったケースが増えていると感じています。

<ここ数年の特徴として>

①障害の程度が重い人が減少傾向

⇒（社会の動向として）障害福祉サービスによる就労支援の充実

②就労経験のある人の増加

⇒（本人が自覚していない）軽度の障害による離職、就業中の過重労働やパワハラ、人間関係等で心身に不調をきたし、退職後長期間のブランクがある人などが増えている。

③発達障害や精神疾患のある人の増加

⇒（本人の自覚あるなしに関わらず）発達障害と診断されている人、その疑いのある人が増えている。また2次障害としての精神疾患や、②を原因としてうつ病や社交不安障害等の疾患を抱えている人が増えている。

④ひきこもり状態にある人の増加

⇒何らかの理由により自宅にいた人が就労を目指す第一歩として。

☆ 相談経路

ホームページを見て本人自らが相談をしてることが多いです。

ユニバーサル就労ネットワークちばでは、電話や対面型での相談は支援を求める力が弱い方にとって相談のハードルが高く、初回の問合せは全てメールでの対応にしています。メールでの問合せ後に面談を行い、適性検査や個人ワーク等を通して就労に向けた支援を行っています。

☆ 支援の過程で生じる課題等

【働くための環境整備】

支援の過程で生じる課題としては、働くための環境を整備するのに時間がかかるケースが多いことが挙げられます。

例えば、相談者本人は、就労に向けた支援を希望しているものの、相談者本人が何らかの精神的疾病、身体的疾病を抱えており、まずは医療的な受診の必要があるケースでは、相談者本人にこのことを理解して頂くのに時間がかかることが

多いです。また、発達障害の傾向があり、本来であれば就労支援の前の支援が必要なケースであっても相談者本人が発達障害の傾向があることを認めておらず、就労支援を希望している場合には、仮に就労を開始出来たとしても就労先でのコミュニケーションが上手く出来ず、人間関係を構築することが出来ないことで、就労先で問題が生じるといったことがあります。

このような働くための環境を整備する必要があるケースで本人の考えや意向との間にズレがある場合には働くための環境を整備するのに時間を要することがあります。

ユニバーサル就労ネットワークちばでは、本人の状況にあった支援を行うための適性検査を実施しています。適性検査の結果を受けて、相談者にとってどのような形で支援をしていくことが望ましいのかを考え、相談者の状況に応じた支援を行うようにしています。

【企業への理解促進の取組みの必要性】

支援をしている中で、就労への定着ができないといった課題が発生することがあります。特に、発達障害等の障害を抱える方が就労を継続するためには、就労先の理解も必要になります。このため、相談者本人に限らず、障害等に対する理解を促進するための就労先への支援や働きかけが重要になります。

「働きづらさを抱える方がいる」ということを理解してくれている企業はまだまだ少なく、「働きづらさを抱える方」を受け入れてくれる企業の開拓が必要です。

4 これまでの取り組みから見える課題の整理

(1) 予防的施策の充実

ア 傷病状態に陥るリスクを低減させるための施策の必要性

生活保護の開始理由では「世帯主の傷病」が3番目に多く、11.6%となっています。「貯金等の減少や喪失」が最も高い割合で50.2%となりましたが、貯金等の減少や喪失に至る要因としては世帯主の傷病による離職、収入減少等が考えられます。

したがって、生活困窮状態に陥らないためには、傷病状態に陥るリスクを低減させることが重要であり、そのための取組みが必要です。

生活保護の開始理由

	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死別や離別等	や働きによる収入の減少	り社会保険給付金や喪失や仕送	貯金等の減少や喪失	その他
H29年度	3,147	465	19	44	515	75	1,238	791
		14.8%	0.6%	1.4%	16.4%	2.4%	39.3%	25.1%
H30年度	3,086	429	17	34	395	69	1,454	688
		13.9%	0.6%	1.1%	12.8%	2.2%	47.1%	22.3%
R1年度	3,092	359	17	36	399	60	1,551	670
		11.6%	0.5%	1.2%	12.9%	1.9%	50.2%	21.7%

イ 望まない非正規労働を強いられている方等への支援の充実

新型コロナウイルス感染症に伴い、住居確保給付金の申請件数が令和元年度（2019年度）の106件から令和2年（2020年）5月には443件に急増する等、生活状況が不安定な状況にある方の存在が浮き彫りになりました。この中には、就職氷河期世代等のうちで望まない非正規労働を強いられている方等も想定されます。このため、望まない非正規労働を強いられている方等への就労支援等の取組みが必要です。

また、ひきこもり状態にある方は、将来、生活困窮状態に陥るおそれもあり、ひきこもり状態からの脱却に留まらず、その後の切れ目のない支援を行うことが必要です。具体的には、生活困窮者を対象としている就労準備支援事業（離職期間等が長い方等で直ちに就労することが困難な方に対して適性検査による自己分析や就労体験・就労訓練等を通じた就労に向けた準備支援）を生活困窮者に限らず、広く適用する等が考えられます。

【参考】新型コロナウイルス感染症に伴う相談件数は急増しており、生活状況が不安定な状況にある方の存在が想定されます。

生活自立・仕事相談センター【新規相談受付件数の同月比較(速報値)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H31-R1年	178	281	208	160	173	158	189	163	142	181	181	288	2,302
R2年	529	308	229	324	389	567	325	323	259				3,253
うち新型コロナ関係	221	166	67	197	287	411	164	184	128				1,825

住居確保給付金【申請件数の同月比較(速報値)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1年	8	12	3	11	8	8	14	7	3	8	8	16	106
R2年	159	443	297	169	129	97	74	47	53				1,468

ウ 生活困窮状態に陥るリスクの高い方への支援の充実

ひとり親家庭等で不安定な生活を強いられている方等の生活困窮状態に陥るリスクの高い方に対して、生活困窮状態に陥らないように、きめ細かな相談支援を行うことが必要です。

(2) 早期発見に向けた支援の充実

ア 早期発見に向けた取組みの必要性

庁内連携等を進めた結果、「生活自立・仕事相談センター」における令和元年度（2019年度）の新規相談受付件数は、年間2,302件（平成29年度（2017年度）1,191件）となる等、大幅に増加しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮者の相談件数の急増等を踏まえると、千葉市においては、生活が不安定な状況にある方が潜在していることが想定され、更なる取組みが必要と考えます。また、相対的貧困率等を前提にすると、自尊感情や支援を求める力の低下等から相談に至っていない方がいることが想定され、「支援を必要とする方に支援を届ける」体制のより一層の推進を図ることが必要です。

イ 相談アクセスの向上の必要性

生活困窮者の中には、支援を求める力の低下等から対面型での相談ができない方の存在が想定されます。令和2年（2020年）8月に行ったWEBアンケート調査（17頁～20頁）でも「生活に困りごとを抱えている方は様々な理由で支援に繋がらないことがあり、今後の支援の在り方としてどのような取組みが考えられるか」との質問に対し、「身近な相談窓口の設置」が25%、次が「相談方法の拡大（LINE等のSNS）」で22%となったように、対面型ではないSNSによる相談等、相談アクセスの向上が必要です。現に、千葉市心のケア相談では、SNSによる相談が電話の相談の2倍程度の件数となっています。また、相談アクセスの向上には、前述のWEBアンケート調査の結果に示され

るとおり、区を単位とした「身近な相談窓口の設置」について考えていくことが必要です。

ウ 相談窓口の周知の必要性

前述のWEBアンケート調査では、生活に困りごとを抱えている方への相談窓口である生活自立・仕事相談センターの認知度について、「名称・業務とも知っている」「名称は聞いたことがある」は合わせて約24%に留まる一方で、約57%の方が生活自立・仕事相談センターを含めた困窮者支援の窓口の存在を認識していない状況にあり、早期発見のためには、相談窓口の周知が必要です。

(3) 相談体制の充実

ア 断らない相談支援

生活困窮者の相談は、経済的な困窮から家族問題まで多岐に渡っており、属性によらない包括的な相談支援が必要です。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ余裕がない場合や虐待やいじめ等の結果、他者を信頼することができずに支援を求める力が低下している場合等、一人では相談窓口まで辿り着くことができない方もいます。このため、各相談窓口では、相談者の属性や課題に関わらず、幅広く相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐといった対応ができる体制を構築することが必要です。

イ 身近な相談窓口の設置

前述のWEBアンケート調査では「生活に困りごとを抱えている方は様々な理由で支援に繋がらないことがあり、今後の支援の在り方としてどのような取り組みが考えられるか」との質問に対し、「身近な相談窓口の設置」が最も高く25%となりました。

一方で、生活自立・仕事相談センターの設置は、中央区、花見川区、稲毛区及び若葉区の4か所に留まっており、未設置区の相談件数が限られているのが実態です。このため、身近な相談窓口の全区設置についても検討することが必要です。

(4) 相談機関の連携強化

生活困窮者が抱える課題は、経済的な問題、仕事の問題、家計管理の問題、住まいの問題、傷病、メンタルヘルスに関する問題等、複雑多様な状況にあり、一つの相談窓口では十分な支援が出来ないことが想定されます。

また、生活困窮者は、日々の生活に追われ余裕がない場合や過去の虐待やいじめ等の結果、支援を求める力が低下していることがあり、相談に行くことが難しい方も想定されます。

このため、支援にあたっては、全ての窓口が、高齢、障害、こども、困窮といった属性にかかわらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する、又は関係機関につながるとともに、相談窓口同士が相互に関わる必要があります。

(5) 各種事業の充実

生活困窮者が抱える課題は、前述のとおり、複雑多様な状況にあります。

また、生活困窮者の状況によっては、既存制度や既存の体制のみでは十分な支援が出来ないことが想定されます。

このため、生活困窮者を自立に繋げるためには、各種事業を充実させることが必要です。

例えば、生活困窮者の中には居住についての課題を抱えている方がいます。こうした方へは安価な公営住宅を一時的に提供し、生活立て直しに向けた支援を行う等、居住支援の充実を図っていくことが必要です。

天災等の不測の事態に伴う急激な収入減少や失業等に対しては、一時的な家賃相当額の支給等の支援を充実させることが必要です。

また、生活困窮者の自立に向けた支援の一つである就労支援については、様々な理由で働きづらさを抱えている方に対して、適性検査の実施や就労体験機会の提供等を行い、就労に向けた準備を整える「就労準備支援事業」を実施しています。こうした働きづらさを抱えている方の状況は様々であり、就労準備支援事業の充実を図ることや一般的な就労体験以外の様々な体験機会の提供等について検討していくことが必要です。

例えば、農業活動の効果としては、精神面や身体面のプラスの効果に加え、「地域住民と交流が出来るようになった」「コミュニケーションが向上した」「自分に自信を持てるようになった」といった地域との繋がりに貢献するような効果も期待できるとされており、農業分野と連携していくことは地域づくりのみならず、自立に向けた支援の一つとして考えられます。

このように、生活困窮者が抱える課題は複雑多様であり、課題に対応するためには各種事業の充実が必要です。

(6) 地域のネットワークづくり

生活困窮者への支援では、早期発見・早期支援が重要になります。そして、生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握する上では、日頃から地域においてお互いに気に掛け合う関係性が育まれていることが重要です。こうした関係性が育まれることで社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも繋がります。

また、生活困窮者が一旦経済的な自立を果たしたとしてもその生活を維持することは簡単ではありません。しかし、地域による見守りや支え合いが相手方に安心感を与え、自立した生活を維持することを後押しすることに繋がります。

このように地域のネットワークとしては、「生活に困りごとを抱えている方に

地域で気付き、気に掛け合うためのネットワーク」、「地域で支える、支え合うためのネットワーク」といった地域共生社会を見据えた視点が必要です。

そして、行政機関には、こうした取り組みが地域住民の創意や主体性を源として進むような環境を整える役割が求められます。

(7) 社会資源の把握と開発

生活困窮者への支援では、本人・世帯のニーズに合わせた支援が必要です。地域共生社会の観点から地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、本人・世帯のニーズに基づき、支援に必要な社会資源やインフォーマルな支援が地域で創出され、これらと支援対象者とが結びつき、継続的な支援に繋がるといった環境が育まれていくことが必要です。

例えば、生活自立・仕事相談センターが開催する支援調整会議の場等を活用し、地域の関係団体等と連携し、本人・世帯のニーズに基づく社会資源やインフォーマルな支援が把握・開発されていく環境を整えていくこと等が考えられます。

(8) 住民の理解促進

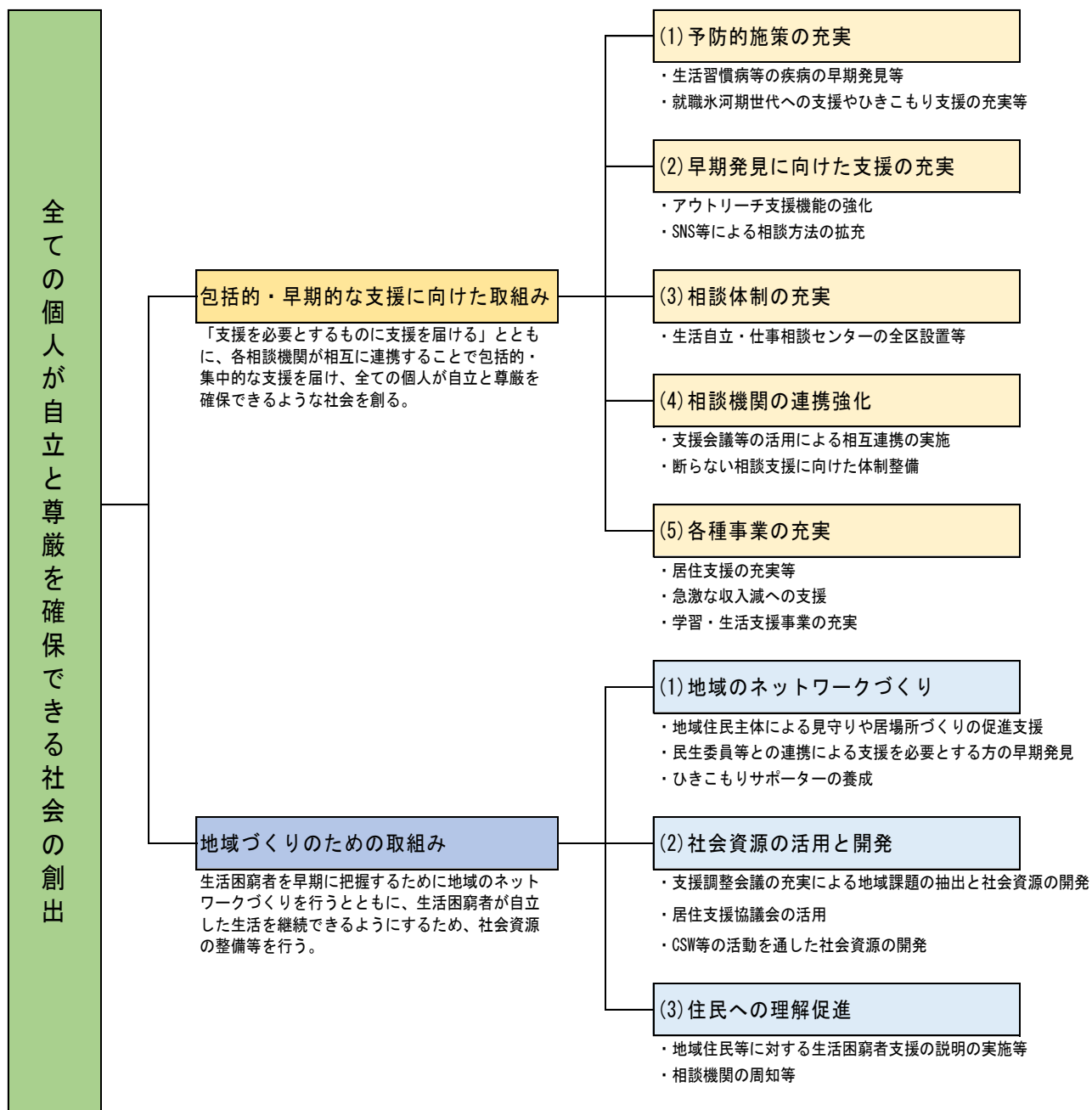
生活困窮者への支援では、地域による支え合い、見守り等の支援と行政機関の支援とが相互に連携することが必要です。地域でお互いを気に掛け合う関係性が育まれることで、地域住民の気付きと断らない相談支援や支援を届けるアウトリーチ等が相まって、それぞれの個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出に繋がることになります。

こうした取り組みを進めるためには、地域住民や関係団体等のあらゆる方が生活に困りごとを抱えている方に対する理解や誰しも生活困窮状態に陥る可能性があるという意識を持つことが大切であり、そうした理解や意識が醸成されるような環境を整えていくことが必要です。

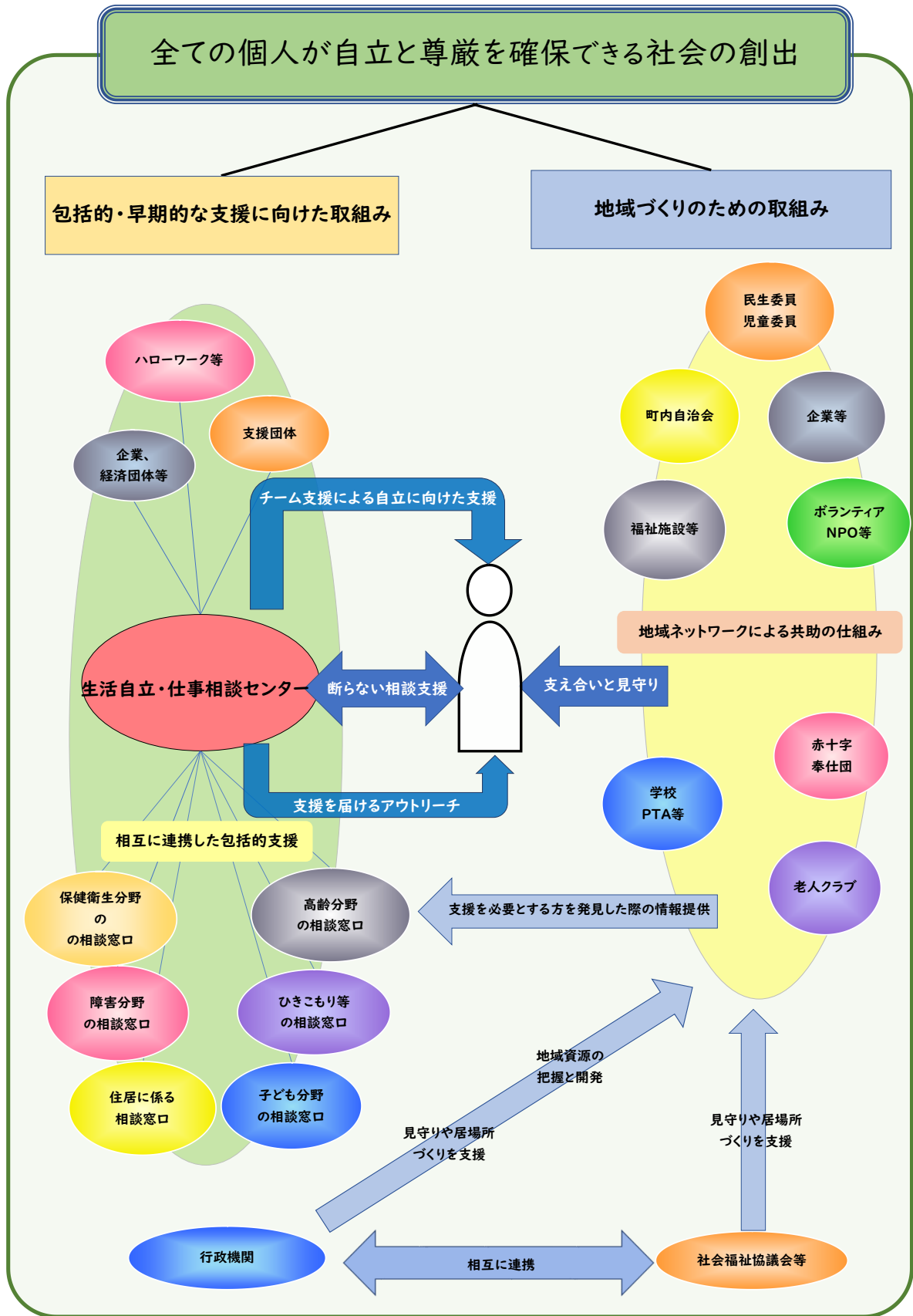
第3章 貧困対策を推進するための施策

【貧困対策を推進するための施策体系】

生活困窮者自立支援法の理念を踏まえ、全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会に向けて、第1期プランの大きな柱である「支援を必要とする者に支援を届ける」を核として、「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」を推進します。



【貧困対策推進のための施策のイメージ】



【施策の一覧(概要)】

(1) 包括的・早期的支援に向けた取組み

1 - (1) 予防的施策の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援の実施		就労世代の生活習慣病やがん等の疾病を早期に発見・把握し治療を開始することで、治癒や重症化予防、疾病との共存を図ります。	健康支援課	P55
2	就職氷河期世代等への支援の実施	★	就職氷河期世代のうちで望まない非正規労働を強いられている方等に対し、就労支援を行います。	雇用推進課	P55
3	就労訓練等の就労開始に向けた支援の充実	○	生活困窮者に限らず、離職期間が長い方等に対し、適性検査による自己分析や就労訓練等の機会を通したきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた支援を充実します。	保護課	P56
4	ひきこもり地域支援センターによる支援の実施		ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族が生活困窮の状態に陥らないための支援を行います	精神保健福祉課	P56
5	若い世代への妊娠等に関する支援の実施	○	予期せぬ妊娠により経済的困窮に陥る場合や、高校や大学を退学せざるを得ない状況が発生しており、それらを回避するための支援を行います。	健康支援課	P56
6	障害年金についての周知		障害年金を受けられる方が適切に年金を受給できるように支援を行います。	障害者自立支援課	P57
7	生活困窮者への相談窓口の周知・啓発		使用料等を滞納する等、生活に困りごとを抱えた際に、早期に相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知・啓発活動を行います。	保護課	P57

1 - (2) 早期発見に向けた支援の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	アウトリーチ支援機能の強化	○	生活に困りごとを抱えた方を早期に発見し支援を届けるため、生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援機能を強化します。	保護課	P58
2	アウトリーチによる支援の実施		あんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、アウトリーチ(訪問相談)により支援を届けます。	地域包括ケア推進課	P58
3	生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見		生活習慣の改善が必要な児童等に対し、生活習慣の改善に向けた働きかけ等を行います。	こども家庭支援課	P58
4	SNS等による相談方法の拡充	★	生活に困りごとを抱えた方への早期支援を実現するため、SNS等による相談方法等について検討し、相談アクセスの向上を図ります。	保護課	P59
5	情報共有体制の推進	○	生活に困りごとを抱えた方への早期支援・包括的支援を実現するため、第1期プランで構築した庁内関係各課による連携体制のより一層の推進を図ります。	保護課	P59
6	生活困窮者への周知啓発		使用料等の滞納をSOSと捉え、生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、生活自立・仕事相談センターの周知・啓発活動を行います。	保護課	P59
7 5 9	生活困窮者への周知啓発等		生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。	健康保険課 児童相談所 介護保険管理課	P60 P61

1 - (3) 相談体制の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	生活困窮者への相談体制の充実	○	生活に困りごとを抱えた方を早期的な支援に繋げるとともに、包括的・継続的な支援を実施するため、身近な相談窓口の充実を図ります。	保護課	P62
2	職業紹介・職業相談の充実		労働相談や職業紹介・職業相談の充実を図ります。	雇用推進課	P62
3	あんしんケアセンターの総合相談機能の充実	○	高齢者人口の増加に併せて、あんしんケアセンターの総合相談機能を充実します。	地域包括ケア推進課	P62
4	ひきこもり地域支援センターにおける支援の実施		ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方への家庭訪問や同行支援等の支援を行います。	精神保健福祉課	P63
5	こころと命の相談室における支援の実施		「こころと命の相談室」において、生活困窮と関連の強い自殺に対する相談支援を行います。	精神保健福祉課	P63
6	精神保健福祉相談の実施		精神保健福祉相談において情報提供や必要な支援を行います。	こころの健康センター	P64
7	こころの電話（傾聴の電話）の実施		心が疲れたり、つらい時、電話で話を聴いてほしい時に相談員がお話を伺います。	こころの健康センター	P64
8	妊婦の不安等の問題解決に向けた支援		母子健康包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	健康支援課	P65

1 - (4) 相談機関の連携強化					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	庁内各課、関係機関との関係づくり	★	庁内各課や庁外の関係機関との勉強会等を通して、相互の業務を理解し、生活困窮者支援における断らない相談支援に向けた体制を整えます。また、勉強会を通じた関係づくりを進めます。	保護課	P66
2	支援会議等による相互連携の実施	★	相談機関同士が相互に連携し、生活困窮者への支援を充実させるため、支援会議等を活用した連携体制を構築します。	保護課	P66
3	相談機関間の連携による包括的支援		生活に困りごとを抱えた方に対し、相談機関間の連携により包括的支援を行います。	地域包括ケア推進課	P66
4	包括的な相談支援体制の構築		生活に困りごとを抱えた方からの相談に対し、適切な相談支援機関に繋ぐとともに、相談機関の連携強化を図ります。	地域福祉課	P67
5	連絡協議会の設置による関係機関との連携強化と包括的支援の実施		医療・保健・福祉・教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を設置することで関係機関との連携強化を図り、包括的な支援体制の確保に努めます。	精神保健福祉課	P67
6	子どもナビゲーターによる関係機関と連携した支援の実施		子どもナビゲーターが関係機関と連携することで対象児童等に対し、必要な支援を行います。	こども家庭支援課	P68
7	すまいのコンシェルジュによる居住支援		賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、各相談機関と連携し、「すまいのコンシェルジュ」による居住支援を行います。	住宅政策課	P68
8	C S Wによる個別支援等の実施		千葉県社会福祉協議会のC S Wが、生活課題を抱える要支援者に対して個別支援を行うとともに、個別支援を通じた地域課題の把握や地域のニーズに応じた地域における支え合いの仕組みの構築を図ります。	地域福祉課	P69
9	生涯現役応援センターの活用		生涯現役応援センターにおいて、高齢者の就労に向けた支援等を行います。	高齢福祉課	P69
10	生活再建に向けた支援		市債権の相手方が生活困窮者である場合は債権放棄等を検討し、生活再建に向けた支援を行います。	納税管理課	P69

1 - (5) 各種事業の充実					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加を図ります。	住宅政策課	P70
2	市営住宅の一時使用による住居支援		解雇等により住居の退去を余儀なくされる方へ市営住宅の一時使用による住居支援を行います。	住宅整備課 保護課	P70
3	収入が減少した市営住宅入居者への住居支援		市営住宅にお住まいの収入が減少した方に対し、家賃減免による支援を行います。	住宅整備課	P70
4	住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施		離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給するとともに、就労支援を実施する等、自立に向けた支援を行います。	保護課	P71
5	学習・生活支援事業の充実		生活困窮家庭等の中学2、3年生に対し、学習支援と生活支援を実施することで家庭状況によって学びに差が生じないように支援を行います。	保護課	P71
6	就労準備支援事業の充実		様々な理由で働きづらさを抱えている方等に対し、適性検査の実施や就労訓練等の機会を通したきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた準備支援を充実します。	保護課	P71

(2) 地域づくりのための取組み

2 - (1) 地域のネットワークづくり					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	地域住民等の変化に気付く意識の醸成	★	日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、町内自治会、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等との連携を推進します。	保護課	P72
2	住民主体による見守りや居場所づくりの促進		千葉県社会福祉協議会と連携し、地域住民が主体となった見守りや居場所づくりの活動を促進します。	地域福祉課	P72
3	民生委員等との連携による支援を必要とする方の早期発見		民生委員等との連携により支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援が受けられるようにします。	地域福祉課	P73
4	ひきこもりサポーターの養成		ひきこもりサポーターを養成し、地域に潜在するひきこもり状態にある方への早期支援を行います。	精神保健福祉課	P73
5	独りにさせないための居場所づくり	○	生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援事業を活用した就労や訓練先等の開拓による居場所づくりやNPO法人等の他機関との連携により、地域の居場所を増やします。	保護課	P73

2 - (2) 社会資源の活用と開発					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	支援調整会議の充実	○	生活自立・仕事相談センターが毎月開催している関係者を集めた支援調整会議の充実を図り、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発する等を行います。	保護課	P74
2	居住支援協議会の活用		居住支援協議会を活用し、施策等について協議します。	住宅政策課	P74
3	CSW等の活動を通じた社会資源の開発	○	千葉県社会福祉協議会のCSW等の活動を通して、地域住民や様々な関係機関間の連携を促進し、新たな社会資源の開発に取り組みます。	地域福祉課	P74

2 - (3) 住民への理解促進					
No	取組項目	★：新規 ○：拡充	概要	担当課	詳細
1	地域住民への生活困窮者自立支援制度の周知	★	様々な機会を通して、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進を図ります。	保護課	P75
2	地区部会活動従事者への相談機関の周知		千葉県社会福祉協議会が実施する地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行います。	地域福祉課	P75
3	民生委員・児童委員への相談機関の周知		民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施出来るよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	地域福祉課	P75
4	講座、シンポジウム開催等による住民の理解促進		各公民館における講座やシンポジウム等の開催により、住民の理解促進に向けて取り組みます。	生涯学習振興課	P76
5	地域ケア会議への地域住民の参加による理解促進		生活支援コーディネーターが主催する協議体やあんしんケアセンターが主催する地域ケア会議において、必要に応じて地域住民の参加を検討し、貧困家庭への支援や相談先を理解して頂き、地域住民も支援者の一員と捉えた活動を行います。	地域包括ケア推進課	P76
6	地域資源の立ち上げと情報発信		生活支援コーディネーターを中心に地域資源の立ち上げ、その資源の情報発信を行います。	地域包括ケア推進課	P77

【施策の一覧（具体的な取組内容）】

1 包括的・早期的な支援に向けた取組み

（1）予防的施策の充実

生活困窮状態に陥らないようにするため、生活習慣病等の疾病の早期治療開始に向けた支援や、就職氷河期世代のうちで望まない非正規労働を強いられている方やひきこもりの方への支援等を実施します。

【NO1】

生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援の実施		健康支援課
就労世代の生活習慣病やがん等の疾病を早期に発見・把握し治療を開始することで、治癒や重症化予防、疾病との共存を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
特定健康診査やがん検診の受診率向上を図るとともに、健診受診後の要医療や精密健診対象者への受診勧奨、保健指導を実施します。	受診率 特定健康診査（R1年度）37.6% がん検診（R1年度）53.3%	特定健康診査やがん検診の受診率を向上させます。特定健康診査の受診率の目標は47%、がん検診については50%の受診率に達していない子宮がん、大腸がん（女性）の受診率の目標を50%とします。

【NO2】

就職氷河期世代等への支援の実施		雇用推進課
就職氷河期世代のうちで望まない非正規労働を強いられている方等に対し、就労支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
就職氷河期世代に技術職の実態や有用性の認知を図るとともに、ものづくり企業が求める人材を供給し、精度の高いマッチングを図るため、事業説明会、ものづくり基礎セミナー、合同企業説明会を実施します。	令和元年に国が「就職氷河期世代支援プログラム」を発表し、全国で約100万人の支援対象者に対し3年間で集中的に支援を実施していくこととしました。本市においても必要な支援を実施する必要があります。	正規就労での就職者数 年間20人

【NO3】

就労訓練等の就労開始に向けた支援の充実		保護課
生活困窮者に限らず、離職期間が長い方等に対し、適性検査による自己分析や就労訓練等の機会を通したきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた支援を充実します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業を活用し、生活に困窮するおそれがある方に対しても、適性検査や就労訓練、定着支援等を通した支援を実施します。	生活困窮者に対して生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業を実施しています。	生活に困窮するおそれがある方等、現に生活に困窮していない方に対しても支援を行います。

【NO4】

ひきこもり地域支援センターによる支援の実施		精神保健福祉課
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族が生活困窮の状態に陥らないための支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族が生活困窮の状態に陥らないために、定期的に電話、家庭訪問等による支援を実施して状況の把握に努めるとともに、本人や家族等のニーズを踏まえつつ、早急に生活自立・仕事相談センターやハローワーク等の適切な機関に「つなぐ」ことで自立への支援を行います。	ひきこもり本人や家族等に対し、定期的に電話・家庭訪問等による支援を実施し、早急に適切な支援機関につなぐ支援を行っています。	ひきこもり本人や家族が生活困窮に陥らないために、社会参加及び自立を促進する支援体制を整えます。

【NO5】

若い世代への妊娠等に関する支援の実施		健康支援課
予期せぬ妊娠により経済的困窮に陥る場合や、高校や大学を退学せざるを得ない状況が発生しており、それらを回避するための支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
大学と協働作成したリーフレットを市内各高校へ健康支援の一環として配付します。	令和元年度に、市内31の高校に、妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及を目的に、リーフレットを1万枚配付しました。	市内の大学、短大等にも範囲を拡大します。

【NO6】

障害年金についての周知		障害者自立支援課
障害年金を受けられる方が適切に年金を受給できるように支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
障害手帳交付時や等級変更時に「障害者福祉の案内」の年金のページや日本年金機構発行の「障害年金ガイド」等を活用し、障害年金の申請漏れがないようにします。	障害手帳の新規交付時に日本年金機構が作成する障害年金の案内カードを添付し、各区の窓口に「障害年金ガイド」を設置している。 また、窓口において必要な方には障害年金の説明をするように各区窓口の職員には周知を行っています。	現行の取り組みを継続します。

【NO7】

生活困窮者への相談窓口の周知・啓発		保護課
市営住宅の使用料等を滞納する等、生活に困りごとを抱えた際に、早期に相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活自立・仕事相談センターのカードチラシの配布や市政だより等の広報誌を活用して周知・啓発活動を行います。	4割程度の方が相談窓口の存在を認知している状況にあります。	生活に困りごとを抱えた際に早期に相談窓口相談できるよう相談窓口の存在を認知している状況又は関係機関等の繋ぎにより早期に相談窓口へ繋がれる状況にします。

(2) 早期発見に向けた支援の充実

生活困窮者を早期に発見し、支援するため、アウトリーチ支援機能の強化や相談アクセスの向上等に取り組みます。

【NO1】

アウトリーチ支援機能の強化		保護課
生活に困りごとを抱えた方を早期に発見し支援を届けるため、生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援機能を強化します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活自立・仕事相談センターと密接に連携できる場所にアウトリーチ支援員を配置します。	中央区、稲毛区及び若葉区の3か所にアウトリーチ支援員を配置しています。	全区にアウトリーチ支援員を配置し、生活に困りごとを抱え、支援を求める方に支援が届くようにします。

【NO2】

アウトリーチによる支援の実施		地域包括ケア推進課
あんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、アウトリーチ（訪問相談）により支援を届けます。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
あんしんケアセンターへの来所が困難な利用者に対し、必要に応じて、アウトリーチ（訪問相談）による支援を行う等、支援を届けます。	過去3か年のアウトリーチ（訪問相談）の延べ件数は、平成29年度：10,284件、平成30年度：10,940件、令和元年度：12,122件と増加傾向にあります。	引き続き、必要に応じてアウトリーチ（訪問相談）を行うとともに、あんしんケアセンター（出張所）の増設により、来所困難な利用者に対する支援を届けます。

【NO3】

生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見		こども家庭支援課
生活習慣の改善が必要な児童等に対し、生活習慣の改善に向けた働きかけ等を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
学校や保健福祉センター等からの情報提供をもとに、対象となる児童等へ子どもナビゲーターがアウトリーチによる支援を行い、生活習慣改善に向けた働きかけや適切な支援機関へつなぐことで必要な支援を受けられるようにします。	支援対象児童の中には改善がみられる児童もいますが、基本的な生活習慣の定着には至っていません。	支援対象児童の基本的な生活習慣等の定着を目指します。

【NO4】

SNS等による相談方法の拡充		保護課
生活に困りごとを抱えた方への早期支援を実現するため、SNS等による相談方法等について検討し、相談アクセスの向上を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
支援を求める力が低下している方が相談できるよう、相談方法を拡充します。	相談方法は、来所による相談のほか、電話、メール、FAXに限定されています。	相談方法を拡充し、支援を求める力が低下している方を含め、相談し易い環境を整えます。

【NO5】

情報共有体制の推進		保護課
生活に困りごとを抱えた方への早期支援・包括的支援を実現するため、第1期プランで構築した庁内関係各課による連携体制のより一層の推進を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
庁内向けの説明会や勉強会の実施等により、庁内連携体制のより一層の推進を図ります。	相談窓口間の顔の見える関係づくりまではできていない状況にあります。	庁内関係各課による連携体制を構築し、困りごとを抱えた方に確実に支援を届けます。

【NO6】

生活困窮者への周知啓発		保護課
市営住宅の使用料等の滞納をSOSと捉え、生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、生活自立・仕事相談センターの周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
督促状を送る際にカードチラシの同封やQRコードを活用した情報提供を行う等して、周知・啓発活動を行います。	督促状を送る際に一部でカードチラシを同封する等していますが、十分な周知が出来ていない状況にあります。	様々な機会を通して周知・啓発活動を行い、生活に困りごとを抱えた際に早期に相談出来る状況にします。

【NO7】

生活困窮者への周知啓発		健康保険課
生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
各区役所の市民総合窓口課において、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料の減免申請や相談時に、必要に応じて、生活自立・仕事相談センターや関係各課等の相談窓口に係る情報提供を行います。	生活自立・仕事相談センターのカードチラシの窓口配架状況が区によりばらつきがあるなど、十分に情報提供が出来ていない状況にあります。	生活自立・仕事相談センターのカードチラシを窓口配架するとともに、保険料の減免申請や相談時に、生活に困りごとを抱え支援を求める方に対し、必要に応じて相談窓口の情報提供を行うことで、支援に繋がります。

【NO8】

生活困窮者への周知啓発等		児童相談所
生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
世帯の貧困を背景としてネグレクト等の虐待に繋がっている場合には、保護者に生活保護の受給や生活自立・仕事相談センターの利用等について、情報提供等を行います。 また、自立期の児童で虐待等の理由から単身世帯にならざるを得ない場合には、自立援助ホーム等の支援体制の活用や児童の生活保護の申請手続の支援等を行います。	ケースワークの中で、該当すると思われる方には、情報提供や各種手続きの支援等を行っています。	引き続き、該当者には漏れなく情報提供や各種手続きの支援等を行います。

【NO9】

生活困窮者への周知啓発		介護保険管理課
生活に困りごとを抱えた方が早期的な支援に繋がるようにするため、相談窓口の周知・啓発活動を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
各区介護保険室において、介護保険料の減免申請や納付相談があった際に、必要に応じて、生活保護の相談窓口や生活自立・仕事相談センター等の窓口に係る情報提供を行います。	介護保険料の当初賦課時に同封する「介護保険料のしおり」において、生活自立・仕事相談センターの案内を掲載していますが、十分に周知がされていない状況にあります。	様々な機会を通して周知・啓発活動を行い、生活に困りごとを抱えた際に早期に相談出来る状況にします。

(3) 相談体制の充実

生活困窮者への相談体制の充実を図るため、市内全区に生活自立・仕事相談センターを設置するほか、相談体制の充実に取り組みます。

【NO1】

生活困窮者への相談体制の充実		保護課
生活に困りごとを抱えた方を早期的な支援に繋げるとともに、包括的・継続的な支援を実施するため、身近な相談窓口の充実を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活自立・仕事相談センターを全区に設置し、相談体制を充実します。	中央、花見川、稲毛、若葉区の4か所に設置しているものの、緑区、美浜区については未設置の状況にあります。	生活自立・仕事相談センターを全区に設置し、地域包括支援体制を構築します。

【NO2】

職業紹介・職業相談の充実		雇用推進課
労働相談や職業紹介・職業相談の充実を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
労働相談室を設置し、労働に関する各種相談に対応するとともに、公共職業安定所と連携し、ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談の充実を図ります。	ふるさとハローワークにおいて、就職困難者等に対する就労・生活相談と求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を一体的に実施し、地域住民の福祉の向上及び就職促進を図っています。	就職者数 年間 980 人

【NO3】

あんしんケアセンターの総合相談機能の充実		地域包括ケア推進課
高齢者人口の増加に併せて、あんしんケアセンターの総合相談機能を充実します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
あんしんケアセンターにおける総合相談をきめ細やかに行うため、高齢者人口の増加に併せて、包括三職種を適切に配置します。	日常生活圏域ごとに高齢者人口の増加に併せて、2,000人に1人の包括三職種を配置しています。なお、令和2年度は144人配置できる体制を整えることで、きめ細やかな総合相談に努めます。	高齢者人口に応じて包括三職種を配置し、よりきめ細やかな総合相談の支援体制を整えます。

【NO4】

ひきこもり地域支援センターにおける支援の実施		精神保健福祉課
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方への家庭訪問や同行支援等の支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりに特化した第1次の相談窓口として、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じるとともに、家庭訪問や同行支援等のアウトリーチ型の支援を行います。 また、ひきこもり地域支援センターの相談機能を強化するため、出張相談所を設けます。	ひきこもり地域支援センターでは、電話、来所等に相談に応じるとともに、ひきこもりサポーターを活用しながら、家庭訪問や同行支援等のアウトリーチ型の支援を行っています。 また、週2回、若葉区役所内に出張相談を設けています。	ひきこもりサポーターを活用しながら、アウトリーチ支援を積極的に行うとともに、出張相談を有効活用し、相談者を待たせることなく相談支援を行えるようにしていきます。

【NO5】

こころと命の相談室における支援の実施		精神保健福祉課
「こころと命の相談室」において、生活困窮と関連の強い自殺に対する相談支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活困窮と関連の強い自殺に対する相談窓口として、「こころと命の相談室」を自殺のリスクが高い就労世代や学生が利用しやすい時間帯に実施します。	平日の夜間（月・金曜の午後6時から9時まで）及び土曜（月2回）・日曜（月1回）の日中（午前10時から午後1時まで）に開設し、日中の開庁時間で相談に訪れることが困難な方に対応しています。	一層の周知を図り、必要な方に利用してもらえるようにします。

【NO6】

精神保健福祉相談の実施		こころの健康センター
精神保健福祉相談において情報提供や必要な支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
医療機関や自助グループ、家族会等の情報提供や精神科医師による相談（予約制）を実施しています。	医療機関と依存症（薬物・アルコール）の自助グループ、回復プログラム（薬物・アルコール）の案内をしています。また、精神科医師による相談（一般、思春期、高齢者、薬物・アルコール）を予約制にて実施しています。	医療機関や自助グループ、家族会等の必要な情報提供と相談できるようにしていきます。

【NO7】

こころの電話（傾聴の電話）の実施		こころの健康センター
心が疲れたり、つらい時、電話で話を聴いてほしい時に相談員がお話を伺います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
心が疲れたり、つらい時、電話で話を聴いてほしい時に相談員がお話を伺います。	傾聴専用として毎週月～金曜10時～12時 13時～17時（祝日・年末年始除く）に相談員が電話を受けています。	心が疲れたり、つらい時に傾聴を専用として電話にて相談員がお話をお伺いできるようにしていきます。

【NO8】

妊婦の不安等の問題解決に向けた支援		健康支援課
母子健康包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
妊娠、出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターにおいて、妊娠届出時には、全対象者に面接を行い、応援プランを作成するとともに支援が必要な方へは、妊娠後期面接を実施するなど問題解決に向けた支援を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携し、個別ケース会議を開催し、支援方法について検討します。	令和2年度は母子健康包括支援相談員の増員を行い、センター設置時（平成29年度）は各区1人のところを中央区3人、他5区は各2人を配置しました。令和元年度は、妊娠届出6,623件のほぼ全数に面接し、経済的問題を抱える妊婦37件(0.5%)を把握し継続的な支援を行いました。	母子健康包括支援センター等において、予期せぬ妊娠など経済的問題等を抱えた妊婦への支援体制の整備を図ります。

(4) 相談機関の連携強化

相談機関の連携強化を図るため、支援会議等の活用により相談機関同士の連携体制を構築するとともに、庁内各課や庁外の関係機関との勉強会等を通して、相互の業務を理解し、断らない相談支援に向けた体制を整えます。

【NO1】

庁内各課、関係機関との関係づくり		保護課
庁内各課や庁外の関係機関との勉強会等を通して、相互の業務を理解し、生活困窮者支援における断らない相談支援に向けた体制を整えます。また、勉強会を通じた関係づくりを進めます。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
庁内外の関係者同士が事例検討等を通して、それぞれの相談窓口の業務内容や支援方法を学ぶとともに、顔の見える関係を作ります。	庁内外の関係者同士が個々の繋がり等を通して一部で連携をするに留まっています。	各相談窓口がそれぞれの相談窓口の支援方法を学ぶこと等を通して、一旦相談を受け止め、自ら支援をする、又は関係窓口に繋ぐ、相互に連携し支援を行うことができるようにします。

【NO2】

支援会議等の活用による相互連携の実施		保護課
相談機関同士が相互に連携し、生活困窮者への支援を充実させるため、支援会議等を活用した連携体制を構築します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
支援会議等の活用により、相談機関同士が相互に連携できる環境を整えます。	相談機関同士で一部連携はありますが、個人情報の問題等から、十分な連携ができていない状況にあります。	相談機関や関係機関等が相互に連携し、支援を必要とする方に確実に支援が届く体制を構築します。

【NO3】

相談機関間の連携による包括的支援		地域包括ケア推進課
生活に困りごとを抱えた方に対し、相談機関間の連携により包括的支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
あんしんケアセンターが行う総合相談等において、貧困に関する問題に適切に対処するため、「生活自立・仕事相談センター」との連携を密にします。	総合相談等のうち、経済的な問題については、必要に応じ「生活自立・仕事相談センター」と連携し、地域ケア会議で支援策を検討しています。	経済的な問題等においては、「生活自立・仕事相談センター」との連携を密にし、必要に応じ地域ケア会議を活用することで、支援策を検討していきます。

【NO4】

包括的な相談支援体制の構築		地域福祉課
生活に困りごとを抱えた方からの相談に対し、適切な相談支援機関に繋ぐとともに、相談機関の連携強化を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
市民からの保健や福祉に関する相談・悩みに電話にて対応し、相談内容に応じた担当課に引き継ぐなど、ニーズに即した保健福祉サービスの利用を支援します。また、制度ごとの相談支援機関をコーディネートする相談支援機関向けコンシェルジュを配置し、相談機関の連携強化を図ります。	市民からの保健や福祉に関する相談・悩みに電話にて対応し、ニーズに即した保健福祉サービスの利用を支援しています。また、相談支援機関向けコンシェルジュを配置したところであり、相談機関への周知が十分に行き届いていない状況にあります。	引き続き、市民からの保健や福祉に関する相談・悩みに電話にて対応し、ニーズに即した保健福祉サービスの利用を支援します。また、相談支援機関向けコンシェルジュにより、相談機関の連携強化を図り、包括的な相談支援体制を構築します。

【NO5】

連絡協議会の設置による関係機関との連携強化と包括的支援の実施		精神保健福祉課
医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を設置することで関係機関との連携強化を図り、包括的な支援体制の確保に努めます。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり状態にある本人や家族からの相談内容に応じて、適切な支援を行うことができるように、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を設置し、各機関と恒常的な連携を確保することにより、包括的な支援体制の確保に努めます。	医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関で構成する連絡協議会を開催し、情報交換等を行い、各機関の恒常的な連携の確保に努めています。	連絡協議会を、継続して実施し、他機関との恒常的な連携を確保していきます。

【NO6】

子どもナビゲーターによる関係機関と連携した支援の実施		こども家庭支援課
子どもナビゲーターが関係機関と連携することで対象児童等に対し、必要な支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
子どもナビゲーターが支援児童や家庭をそれぞれの状況に応じて適切な支援制度につなげるほか、学校、スクールソーシャルワーカー、保健福祉センター等の関係機関と連携して支援を行います。	支援児童の状況に応じて、関係機関と連携を行っていますが、紹介した支援制度の利用に至らない家庭もあります。	関係機関との連携をより密に行い、適切な支援制度の利用につなげます。

【NO7】

すまいのコンシェルジュによる居住支援		住宅政策課
賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、各相談機関と連携し、「すまいのコンシェルジュ」による居住支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
賃貸住宅に入居する際に様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、「すまいのコンシェルジュ」により民間賃貸住宅の紹介を行い、収入状況等に応じて「生活自立・仕事相談センター」等とも連携を図ります。	「すまいのコンシェルジュ」への相談時に、収入状況や世帯の状況等に応じて「生活自立・仕事相談センター」や「あんしんケアセンター」等を紹介しています。	現状の連携を強化するため、新たに、民間の居住支援サービス等の情報共有を図ります。

【NO8】

コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援等の実施		地域福祉課
千葉市社会福祉協議会のCSWが、生活課題を抱える要支援者に対して個別支援を行うとともに、個別支援を通じた地域課題の把握や地域のニーズに応じた地域における支え合いの仕組みの構築を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対し、個別支援を行うとともに、個別支援を通じた地域課題の把握や地域のニーズに応じた地域における支え合いの仕組みづくりの構築を図ります。	千葉市社会福祉協議会各区事務所にCSWを配置し、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対し、個別支援を行うとともに、支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げに係る支援を行っています。	千葉市社会福祉協議会各区事務所に配置されているCSWを増員し、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げに係る支援をより一層進めます。

【NO9】

生涯現役応援センターの活用		高齢福祉課
生涯現役応援センターにおいて、高齢者の就労に向けた支援等を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生涯現役応援センターにおいて、高齢者向けの就労先として介護、清掃、マンション管理等の分野で提携先を開拓します。高齢を理由に就労先が見つからない場合には、高齢者の雇用に積極的な企業を紹介することで支援を行います。	実施済み	高齢者の多様なニーズに対応できるよう、さらなる就労先の開拓を実施します。

【NO10】

生活再建に向けた支援		納税管理課
市債権の相手方が生活困窮者である場合は債権放棄等を検討し、生活再建に向けた支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
市債権の相手方が生活困窮者である場合は債権放棄等を検討し、生活再建に向けた支援を行います。	実施済み	債権管理に関わる職員を対象とした債権管理事務研修において債権放棄等の制度を周知します。

(5) 各種事業の充実

各種事業の充実として、居住支援や就労支援の充実等に取り組みます。

【NO1】

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加		住宅政策課
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するため、不動産所有者などに周知を図ります。	不動産所有者に対して、住宅セーフティネット制度の概要やメリットを紹介するセミナーを開催しています。	セミナー等の開催に加え、管理戸数の多い事業者へ直接周知を行います。

【NO2】

市営住宅の一時使用による住居支援		住宅整備課、保護課
解雇等により住居の退去を余儀なくされる方へ市営住宅の一時使用による住居支援を行います		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活自立・仕事相談センター等と連携し、解雇等により住居の退去を余儀なくされる方の自立に向けて、市営住宅の一時使用による支援を行います。	解雇、雇止めにより、それまで居住していた住居や社員寮等からの退去を余儀なくされる方を対象に、入居した日から6か月以内（延長手続きにより最長1年まで）の期間で住居を支援しています。また、収入に応じて使用料の減額を行っています。	生活自立・仕事相談センターや千葉市住宅供給公社と連携し、支援を必要とする方に確実に支援が届く体制を構築します。

【NO3】

収入が減少した市営住宅入居者への住居支援		住宅整備課
市営住宅にお住まいの収入が減少した方に対し、家賃減免による支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
収入が著しく減少した市営住宅入居者に対し、家賃減免を行うことで生活再建に向けた支援を行います。	収入の著しく少ない市営住宅の入居者に対し、収入に応じて家賃を30～80%減免する支援を行っています。	支援を必要とする方に確実に支援が届くよう制度の周知を図ります。

【NO4】

住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施		保護課
離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給するとともに、就労支援を実施する等、自立に向けた支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給するとともに、就労支援を実施します。また、就労以外の課題を抱えている方に対しては、生活自立・仕事相談センター等と相互に連携することで包括的な支援を行います。	各区社会援護課において住居確保給付金を支給するとともに就労支援を行っています。また、必要に応じて生活自立・仕事相談センター等と連携し、支援を行っています。	引き続き、支援を必要とする方が必要な支援を受け、早期に自立できるようにします。

【NO5】

学習・生活支援事業の充実		保護課
生活困窮家庭等の中学2、3年生に対し、学習支援と生活支援を実施することで家庭状況によって学びに差が生じないように支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活困窮家庭等の中学2、3年生に対し、高校進学に向けた学習支援と、生活習慣や育成習慣の改善に関する生活支援を実施することで家庭状況によって学びに差が生じないように支援を行います。	生活困窮家庭等の中学2、3年生に対し、学習支援と生活支援を実施していますが、高校等進学率は一般世帯の99%と比べ4.3ポイント低い状況にあります。	学習支援や生活支援を実施することで生活困窮家庭等の高校等進学率が一般世帯の高校等進学率と同等となるようにします。

【NO6】

就労準備支援事業の充実		保護課
様々な理由で働きづらさを抱えている方等に対し、適性検査の実施や就労訓練等の機会を通じたきめ細やかな就労支援を実施する等、就労開始に向けた準備支援を充実します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
就労準備支援事業の支援メニューの充実を図るとともに、それぞれの状況に応じた就労訓練機会を提供し、就労開始に向けた支援を充実します。	支援メニューの充実を図るとともに、就労訓練先の開拓を行いながら、就労開始に向けた準備支援を行っています。	支援メニューの充実を図るとともに、就労訓練先の開拓を行い、それぞれの状況に応じた必要な支援ができるようにします。

2 地域づくりのための取組み

(1) 地域のネットワークづくり

地域住民主体による見守りや居場所づくりの促進、民生委員等との連携による支援を必要とする方の早期発見等に取り組みます。

【NO1】

地域住民等の変化に気付く意識の醸成		保護課
日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、町内自治会、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等との連携を推進します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
町内自治会、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等への生活困窮者支援に関わる説明会等を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。	町内自治会、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。	地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、企業、NPO法人等により、身近な圏域で変化に気づき、必要な方に必要な支援が届くようにします。

【NO2】

住民主体による見守りや居場所づくりの促進		地域福祉課
千葉県社会福祉協議会と連携し、地域住民が主体となった見守りや居場所づくりの活動を促進します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
千葉県社会福祉協議会による地区部会への支援を通して、地域住民が主体となった見守りや居場所づくりの活動を促進します。	千葉県社会福祉協議会を通じて、地区部会等が実施する「ふれあい・いきいきサロン」や「見守り活動」等の地域住民が主体となった活動を支援します。	引き続き、地区部会等への支援を通して、いきいきサロンや見守り活動等の新規立ち上げや拡充を図り、地域住民が主体となった活動がさらに活発になるよう支援します。

【NO3】

民生委員等との連携による支援を必要とする方の早期発見		地域福祉課
民生委員等との連携により支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援が受けられるようにします。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
民生委員・児童委員、民生委員協力員による見守りや訪問活動を通じて、福祉サービスを必要とする方を把握するとともに相談に応じ、必要に応じて適切なサービスを受けられるように支援します。	民生委員・児童委員に対し、各種制度や活動に関する諸問題をテーマに掲げた研修を行い資質の向上を図るとともに、活動に必要な資料等を提供することにより、民生委員・児童委員の活動を支援しています。	引き続き、民生委員・児童委員に対し、研修の実施や資料等を提供することにより、民生委員・児童委員の活動を支援し、福祉サービスを必要とする方を早期に発見し、適切なサービスにつなげられるようにします。

【NO4】

ひきこもりサポーターの養成		精神保健福祉課
ひきこもりサポーターを養成し、地域に潜在するひきこもり状態にある方への早期支援を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある方を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識を習得できる「ひきこもりサポーター養成研修」を開催して、ひきこもりサポーターを養成します。ひきこもりサポーターは、地域に潜在するひきこもり状態にある方を発見し、早期に適切な支援機関につなぐ活動を行います。	ひきこもりサポーター養成研修を開催し、ひきこもりサポーターを養成しています。また、ひきこもりサポーターを、ひきこもりの方の自宅や、外出先・居場所活動等に派遣し、ひきこもりの方の社会参加に向けて支援しています。	ひきこもりサポーターの養成を継続しておこない、地域に潜在するひきこもりの方の掘り起こしや、早期支援をできる体制を拡大していきます。

【NO5】

独りにさせないための居場所づくり		保護課
生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援事業を活用した就労や訓練先等の開拓による居場所づくりやNPO法人等の他機関との連携により、地域の居場所を増やします。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
就労訓練先等の開拓を行い、地域での居場所を増やします。	生活困窮者自立支援事業を通して企業開拓を一部実施していますが、訓練先等が少ないのが実態です。	年間10件ずつ企業開拓を行い地域の身近な場所に就労体験等が実施できる場所が散在する状況を創ります。

(2) 社会資源の把握と開発

社会資源の把握と開発を行うため、生活自立・仕事相談センターが行う支援調整会議や、居住支援協議会が行う会議等を通して、社会資源の把握と開発に取り組みます。

【NO1】

支援調整会議の充実		保護課
生活自立・仕事相談センターが毎月開催している関係者を集めた支援調整会議の充実を図り、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発する等を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活自立・仕事相談センターが毎月開催している関係者を集めた支援調整会議の充実を図り、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発する等を行います。	支援調整会議においては個別検討に重点が置かれ、社会資源についての十分な検討、開発が出来ていない状況にあります。	支援調整会議を通して、様々な関係機関間の連携を促進するとともに、地域の社会資源の把握や不足する場合には開発されている状況にします。

【NO2】

居住支援協議会の活用		住宅政策課
居住支援協議会を活用し、施策等について協議します。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
居住支援協議会のメンバーが連携し、住宅確保要配慮者への施策等について協議します。	住宅確保要配慮者の入居支援について、実現性の高い施策を協議しています。	将来的な方向性や居住支援のあり方を幅広く検討します。

【NO3】

コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じた社会資源の開発		地域福祉課
千葉市社会福祉協議会のCSW等の活動を通して、地域住民や様々な関係機関間の連携を促進し、新たな社会資源の開発に取り組みます。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
千葉市社会福祉協議会のCSW等の活動を通して、地域住民や様々な関係機関間の連携を促進し、新たな社会資源の開発に取り組みます。	千葉市社会福祉協議会のCSW等の活動を通して、地域住民や関係機関の協働による助け合い活動やサロン等の立ち上げ支援を行っています。	千葉市社会福祉協議会のCSW等による地域支援を通して、地域住民や様々な関係機関間の連携を促進し、多くの社会資源が開発されている状況にします。

(3) 住民の理解促進

様々な機会を利用し、講座やシンポジウム、研修等を実施することで住民への理解促進に取り組みます。

【NO1】

地域住民等への生活困窮者自立支援制度の周知		保護課
様々な機会を通して、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
地区部会や地域団体の活動の場での説明や、市政だより等による広報等を通して、地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進を図ります。	地域住民等への生活困窮者支援に関わる理解促進は十分に出来ていない状況にあります。	地域住民等への生活困窮者施策についての理解促進が図られ、地域による支え合いや見守り活動がより活発に行われている状況にします。なお、生活自立・仕事相談センターの認知度としては50%を目指します。

【NO2】

地区部会活動従事者への相談機関の周知		地域福祉課
千葉県社会福祉協議会が実施する地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
千葉県社会福祉協議会が行う地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行います。	千葉県社会福祉協議会が行う地区部会活動従事者に対する研修において、相談機関の周知等を行っています。	千葉県社会福祉協議会が行う地区部会活動に対する研修において相談機関の周知等を行い、より多くの住民へ理解促進が図られている状況にします。

【NO3】

民生委員・児童委員への相談機関の周知		地域福祉課
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき制度については、常務会や理事会等を通じ、周知を図っています。	引き続き、各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき制度については、常務会や理事会等を通じ、周知を図ります。

【NO4】

講座、シンポジウム開催等による住民の理解促進		生涯学習振興課
各公民館における講座やシンポジウム等の開催により、住民の理解促進に向けて取り組みます。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
各公民館において、公民館の主権によるもののほか、地域住民・関係団体・NPO法人等が主催・共催により実施する講座、シンポジウム等を開催し、住民の理解促進に取り組んでいきます。	公民館において、地域課題や現代的な課題の解決を図るための主催講座を実施しています。	主催講座に加え、地域住民や関係団体、NPO法人等と連携した講座等を実施します。

【NO5】

地域ケア会議への地域住民の参加による理解促進		地域包括ケア推進課
生活支援コーディネーターが主催する協議体やあんしんケアセンターが主催する地域ケア会議において、必要に応じて地域住民の参加を検討し、貧困家庭への支援の体制や相談先を理解して頂き、地域住民も支援者の一員と捉えた活動を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活支援コーディネーターが主催する協議体やあんしんケアセンターが主催する地域ケア会議において、必要に応じて地域住民の参加を検討し、貧困家庭への支援の体制や相談先を理解して頂き、地域住民も支援者の一員と捉えた活動を行います。	必要に応じて協議体や地域ケア会議に地域住民にも参加してもらい、地域の見守り体制構築等の検討を実施しています。話し合いの過程で、支援の体制や相談先の周知も実施しています。	地域住民も支援者の一員として、貧困家庭の支援や相談先につなぐ役割を担っていただけるよう、引き続き協議体や地域ケア会議を活用します。

【NO6】

地域資源の立ち上げと情報発信		地域包括ケア推進課
生活支援コーディネーターを中心に地域資源の立ち上げ、その資源の情報発信を行います。		
取組内容	現況	令和5年度末目標
生活支援コーディネーターを中心に、地域住民とともに地域の実情に応じた地域資源（見守り・安否確認や高齢者の身近な相談等）を立ち上げ、その資源を生活支援サイトや民生委員児童委員協議会、町内自治会の回覧板等で情報発信します。	生活支援コーディネーターが地域の実情や困りごとに応じて、地域資源を立ち上げ、その地域資源を生活支援サイトや民生委員児童委員協議会、町内自治会の回覧板等を活用し発信しています。	地域の情報収集や地域住民との連携により、必要な地域資源の立ち上げや様々な媒体での情報発信を行います。

參考資料

【参考資料①】 【参考資料】 相談機関一覧表

◆法律に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
法テラス千葉	中央区中央4-5-1 きぼーる2階	050-3383-5381

◆年金に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
千葉年金事務所	中央区中央港1-17-1	043-242-6320
幕張年金事務所	花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621

◆生活の困りごとに関すること

相談窓口	所在地	電話番号
生活自立・仕事相談センター中央	中央区中央4-5-1きぼーる15階	043-202-5563
生活自立・仕事相談センター花見川	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター 1階	043-307-6765
生活自立・仕事相談センター稲毛	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階	043-207-7070
生活自立・仕事相談センター若葉	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階	043-312-1723
社会福祉協議会 心配ごと相談所	中央区千葉寺町1208-2 (千葉市ハーモニープラザ内)	043-209-8860
社会福祉協議会 中央区事務所	中央区中央4-5-1 きぼーる15階	043-221-2177
社会福祉協議会 花見川区事務所	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター3階	043-275-6438
社会福祉協議会 稲毛区事務所	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター3階	043-284-6160
社会福祉協議会 若葉区事務所	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階	043-233-8181
社会福祉協議会 緑区事務所	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階	043-292-8185
社会福祉協議会 美浜区事務所	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階	043-278-3252
ひきこもり地域支援センター	美浜区高浜2-1-16 (こころの健康センター内)	043-204-1606
保健福祉総合相談		043-245-5720

◆子どもに関する総合相談

相談窓口	所在地	電話番号
子ども・若者総合相談センター (Link)	美浜区高浜2-1-16 (こころの健康センター内)	050-3775-7007
児童相談所	美浜区高浜3丁目2-3	043-277-8880

◆高齢者に関する総合相談

相談窓口	所在地	電話番号
あんしんケアセンター東千葉	中央区要町16-12	043-216-2131
あんしんケアセンター中央	中央区新田町7-5石出ビル1階B室	043-216-2121
あんしんケアセンター千葉寺	中央区千葉寺町188	043-208-1222
あんしんケアセンター松ヶ丘	中央区星久喜町1162-71	043-420-8325
あんしんケアセンター松ヶ丘 白旗出張所	千葉市中央区白旗2-18-12	043-308-9811
あんしんケアセンター浜野	中央区中央区浜野町891	043-305-0102
あんしんケアセンターこてはし台	花見川区こてはし台5-1-16	043-258-8750
あんしんケアセンター花見川	花見川区花見川3-19-105	043-250-1701
あんしんケアセンターさつきが丘	花見川区さつきが丘2-33-5	043-307-3225
あんしんケアセンターにれの木台	花見川区朝日ヶ丘2-1-7-2	043-445-8012
あんしんケアセンター花園	花見川区花園2-8-24	043-216-2610
あんしんケアセンター幕張	花見川区幕張町5-460-1	043-212-7300
あんしんケアセンター山王	稲毛区山王町162-1	043-304-7740
あんしんケアセンター山王 宮野木出張所	稲毛区宮野木町1730-66	043-307-9010
あんしんケアセンター園生	稲毛区園生町470-1-101	043-306-6881
あんしんケアセンター天台	稲毛区天台4-1-16	043-284-6811
あんしんケアセンター小仲台	稲毛区小仲台2-10-8 I Kビル小仲台2階	043-307-5780
あんしんケアセンター稲毛	稲毛区稲毛東3-6-28	043-216-2831
あんしんケアセンターみつわ台	若葉区みつわ台3-9-10	043-290-0120
あんしんケアセンター都賀	若葉区都賀2-10-1第3都賀プラザビル2階	043-312-5110
あんしんケアセンター桜木	若葉区貝塚2-21-19	043-214-1841
あんしんケアセンター千城台	若葉区千城台南1-3-2-101	043-236-7400
あんしんケアセンター大宮台	若葉区大宮台2-1-2-102	043-208-1212
あんしんケアセンター鎌取	緑区おゆみ野3-16-1ゆみ～る鎌取ショッピングセンター5階	043-293-6911
あんしんケアセンター誉田	緑区高田町1084-88	043-300-4855
あんしんケアセンター土気	緑区あすみが丘1-20-1パースモールC棟1階	043-295-0110
あんしんケアセンター真砂	美浜区真砂4-1-10 ショッピングセンターピア3階	043-278-0111
あんしんケアセンター磯辺	美浜区磯辺2-21-2	043-303-6530
あんしんケアセンター高洲	美浜区高洲3-23-2 稲毛海岸ビル701号室	043-278-2545
あんしんケアセンター幸町	美浜区幸町2-7-6	043-301-5332

◆仕事に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
ハローワーク千葉	美浜区幸町1-1-3	043-242-1181
ハローワーク千葉南	中央区南町2-16-3海気館蘇我駅前ビル3階・4階	043-300-8609
千葉市ふるさとハローワークいなげ	稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-284-6360
千葉市ふるさとハローワークみどり	緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3階	043-292-8655
千葉市自立・就労サポートセンター中央	中央区中央4-5-1 きぼーる11階	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-284-0860
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1階	043-233-2337
労働相談室	中央区今井1-14-43 蘇我コミュニティセンター1階	043-300-8282
生涯現役応援センター	稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2階	043-256-4510

◆妊娠・出産・育児に関すること

相談窓口	所在地	電話番号
母子健康包括支援センター（中央）	中央区中央4-5-1きぼーる 中央保健福祉センター健康課	043-221-5616
母子健康包括支援センター（花見川）	花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター健康課	043-275-2031
母子健康包括支援センター（稲毛）	稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター健康課	043-284-8130
母子健康包括支援センター（若葉）	若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター健康課	043-233-6507
母子健康包括支援センター（緑）	緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター健康課	043-292-8165
母子健康包括支援センター（美浜）	美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター健康課	043-270-2880

◆こころの健康に関する相談

相談窓口	所在地	電話番号
精神保健福祉相談	美浜区高浜2-1-16 こころの健康センター	043-204-1582
こころと命の相談室	中央区新町18-12第8東ビル501号室	043-216-3618 (予約専用電話)
こころの電話	美浜区高浜高浜2-1-16 こころの健康センター内	043-204-1583

◆すまいに関する相談

相談窓口	所在地	電話番号
すまいのコンシェルジュ	中央区千葉港2-1千葉中央コミュニティセンター1階（千葉市住宅供給公社内）	043-245-5690

◆障害に関する総合相談

相談窓口	所在地	電話番号
中央区障害者基幹相談支援センター	中央区長洲2-13-4-101	043-445-7733
花見川区障害者基幹相談支援センター	花見川区畑町591-17	043-239-6427
稲毛区障害者基幹相談支援センター	稲毛区作草部2-4-6	043-254-0671
若葉区障害者基幹相談支援センター	若葉区大宮町2112-8	043-312-2853
緑区障害者基幹相談支援センター	緑区土気町1634 土気市民センター2階	043-310-5532
美浜区障害者基幹相談支援センター	美浜区真砂2-3-1	043-304-5454

2020年度 第5回 WEBアンケート 調査報告書

回答者属性

回答者数	1015人
------	-------

性別		
男	468	46.1%
女	510	50.2%
その他	2	0.2%
未回答	35	3.4%

職業		
会社員	349	34.4%
自営・自由業	45	4.4%
パート・アルバイト	162	16.0%
公務員	55	5.4%
学生	39	3.8%
専業主婦・主夫	179	17.6%
無職	152	15.0%
その他	34	3.3%

年代		
～10代	30	3.0%
20代	50	4.9%
30代	136	13.4%
40代	271	26.7%
50代	238	23.4%
60代	149	14.7%
70代以上	141	13.9%

居住区		
中央区	218	21.5%
花見川区	145	14.3%
稲毛区	162	16.0%
若葉区	110	10.8%
緑区	131	12.9%
美浜区	221	21.8%
市外	28	2.8%

本市では、生活の立て直しをお手伝いする機関として「千葉市生活自立・仕事相談センター」を設置していますが、知っていましたか。

(1つだけ)(入力必須)	[n=1015]	
名称・業務ともに知っている	82	8.1%
名称は聞いたことがあるが、業務は知らない	160	15.8%
千葉市に困窮者支援の窓口があることは知っている	192	18.9%
名称・業務ともに知らない	581	57.2%

いま、あなたは生活の困りごとを抱えていますか。抱えている場合、どのような困りごとですか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1015]	
抱えていない	566	55.8%
抱えている(お金のこと(収入が少ない、借金など))	200	19.7%
抱えている(住む場所のこと)	62	6.1%
抱えている(人に関係すること)	114	11.2%
抱えている(仕事に関係すること)	131	12.9%
抱えている(病気・けがに関係すること)	140	13.8%
抱えている(子どものこと)	106	10.4%
抱えている(社会に馴染めない)	30	3.0%
抱えている(その他)	59	5.8%

市では生活に困りごとを抱えている方を支援する相談窓口を設けています。あなたが生活の困りごとを抱え、相談をする場合、どのような方法で相談をしますか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1015]	
窓口へ直接行く	462	45.5%
電話	409	40.3%
Eメール	367	36.2%
SNS(LINEなど)	200	19.7%
その他	21	2.1%
相談しない	188	18.5%

あなたの周りに生活に困りごとを抱えている方はいますか。いる場合、その方とはどのような関係ですか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1015]	
いる(家族・親戚)	163	16.1%
いる(友人)	45	4.4%
いる(近隣住民)	40	3.9%
いる(上司・同僚)	13	1.3%
いる(名前などはわからないがときどき見かける)	51	5.0%
いる(その他)	26	2.6%
いない	677	66.7%

「いる」と回答した方にお聞きします。その方の困りごとは何ですか。

(いくつでも)	[n=338]	
お金のこと(収入が少ない、借金など)	147	43.5%
住む場所のこと(住む場所がない・なくなりそうなど)	48	14.2%
家のこと(空き家・修繕が必要な状態など)	43	12.7%
仕事に関係すること	97	28.7%
病気・けがに関係すること	123	36.4%
障害に関係すること	61	18.0%
子どもに関係すること	52	15.4%
社会に馴染めない	38	11.2%
ペット・動物に関係すること	20	5.9%
その他	37	10.9%

困りごとを抱えている方が身近にいた場合、あなたはどのような支援ができると思いますか。

(いくつでも)(入力必須)	[n=1015]	
相談機関・支援機関の情報を教える	522	51.4%
相談機関・支援機関に連絡し、対象者への支援をうながす	220	21.7%
自らが主体となって支援する	61	6.0%
見守る・話を聞く	645	63.5%
寄付する・募金する	53	5.2%
金銭的援助をする	34	3.3%
その他	13	1.3%
支援できない	116	11.4%

支援できないと回答した方にお聞きします。

支援できない理由を教えてください。

(いくつでも)	[n=116]	
支援する方法がわからない(どのような相談機関・支援機関があるのか知らない)	37	31.9%
自分のことは自分で解決すべきだと思う	18	15.5%
自分に支援する余裕がない	79	68.1%
普段から付き合う機会がない	28	24.1%
いつか誰かが支援すると思う	4	3.4%
その他()	15	12.9%

生活に困りごとを抱えている方は、さまざま理由で相談支援機関に繋がらないという問題を抱えています。この問題を解決するために市としてどのように対応する必要があると思いますか。

(1つまで)(入力必須)	[n=1015]	
相談方法の拡大(LINEなどSNS)	225	22.2%
相談方法の拡大(Zoomなどによるテレビ電話相談)	36	3.5%
周知の強化(HP)	49	4.8%
周知の強化(SNS)	59	5.8%
周知の強化(市政だより)	152	15.0%
身近な場所に相談窓口の設置	257	25.3%
地域活動(町内自治会活動など)の活性化	92	9.1%
分からない・特にない	105	10.3%
その他()	40	3.9%

【参考資料③】本プラン策定までの取り組み

実施時期	取り組み内容
R2年6月	地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 第1回検討会議（書面会議）
R2年7月31日	地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 第2回検討会議
R2年9月1日	地域共生社会推進事業部 生活自立支援班 第3回検討会議
R2年10月16日	千葉県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
R2年12月1日～	パブリックコメント手続の開始
R3年3月★日	千葉県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会